

第 2 期新城市障害者計画・  
第 6 期新城市障害福祉計画・  
第 2 期新城市障害児福祉計画

みんなで支え合い 誰もが私らしく暮らせるまち  
あったかしんしろ



令和 3 年 3 月  
新 城 市

# 目 次

<b>第 1 章 計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景及び趣旨.....	1
2 障がい者支援に関する近年の国の政策動向.....	2
3 計画の位置づけ.....	6
4 計画期間.....	7
5 計画策定に係る体制.....	7
<b>第 2 章 新都市の概況</b> .....	<b>8</b>
1 障がい者の状況.....	8
2 アンケート調査結果からみた現状.....	14
<b>第 3 章 計画の考え方</b> .....	<b>33</b>
1 基本理念と基本的視点.....	33
2 推進施策.....	34
3 計画の体系.....	36
4 重点的な施策.....	37
<b>第 4 章 第 2 期新都市障害者計画の施策展開</b> .....	<b>39</b>
1 啓発・広報・地域交流.....	39
2 生活支援・相談支援・権利擁護.....	43
3 医療・介護予防.....	47
4 保健・療育・保育・教育・子育て支援.....	50
5 雇用・就業.....	55
6 生活環境・安全安心.....	58
7 スポーツ・レクリエーション・文化活動.....	65

<b>第5章 第6期新城市障害福祉計画</b> .....	<b>67</b>
1 成果目標と活動指標.....	67
2 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み.....	73
3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み.....	80
<b>第6章 第2期新城市障害児福祉計画</b> .....	<b>90</b>
1 成果目標と活動指標.....	90
2 障害児通所支援サービスの利用状況と利用見込み.....	92
<b>第7章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>95</b>
1 計画の推進体制.....	95
2 計画の点検及び評価.....	95
<b>資料編</b> .....	<b>97</b>
1 計画策定の経過.....	97
2 新城市障害者計画等策定委員会条例.....	98
3 策定委員会委員名簿.....	100
4 用語説明.....	101

**※「障がい」、「障害」の表記について**

障がいの「害」という漢字の表記については、法律等で規定されている名称や用語等を除き、「障がい」「障がい者」「障がい児」という表記を用いています。

このため、本計画では「がい」と「害」が混在する表記となっています。

---

## 1 計画策定の背景及び趣旨

---

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、地域共生社会の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」と言う。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしました。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」と言う。）及び雇用の分野における障がいのある方に対する差別の禁止及び障がいのある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

障がい福祉をはじめ、高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられます。地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

本市では、障がいのある人もない人も地域の中で共に参画しながら暮らし続けられるよう、障がいに関する施策の推進を図るため、平成30年3月に「第2期新城市障害者計画・第5期新城市障害福祉計画・第1期新城市障害児福祉計画」を策定しました。

「第2期新城市障害者計画」は令和2年度に中間見直しを行うとともに、「第5期新城市障害福祉計画・第1期新城市障害児福祉計画」は計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「第6期新城市障害福祉計画・第2期新城市障害児福祉計画」を策定しました。

---

## 2 障がい者支援に関する近年の国の政策動向

---

### (1) 国の基本計画

#### ① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

##### <基本理念>

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

##### <基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強かに推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

##### <総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障がいのある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障がい者団体や経済団体とも連携した社会全体における取り組みの推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取り組みの推進

### (2) 関係法の動向

#### ① 関連法の制定・改正

##### ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 （平成29年）

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

##### イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 （平成30年）

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

#### ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

#### エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

#### オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等にあたっての留意点を定めた

#### カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障がい者の雇用の促進等に関する取り組みの実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

#### キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

#### ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

### (3) 障害福祉計画等の見直しの動向（基本指針の見直しの主なポイント）

#### ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

#### イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取り組み事項を盛り込む

#### ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取り組みを一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携のさらなる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

#### エ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

#### オ 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

#### カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

---

- 難聴障がい児の支援体制について、取り組む仕組みをつくっていく方向性を盛り込む
- 児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- 障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- 自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

#### キ 障がい者による文化芸術活動の推進

---

- 障がい者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る

#### ク 障害福祉サービスの質の確保

---

- 多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取り組みについて、基本指針に盛り込む

#### ケ 福祉人材の確保

---

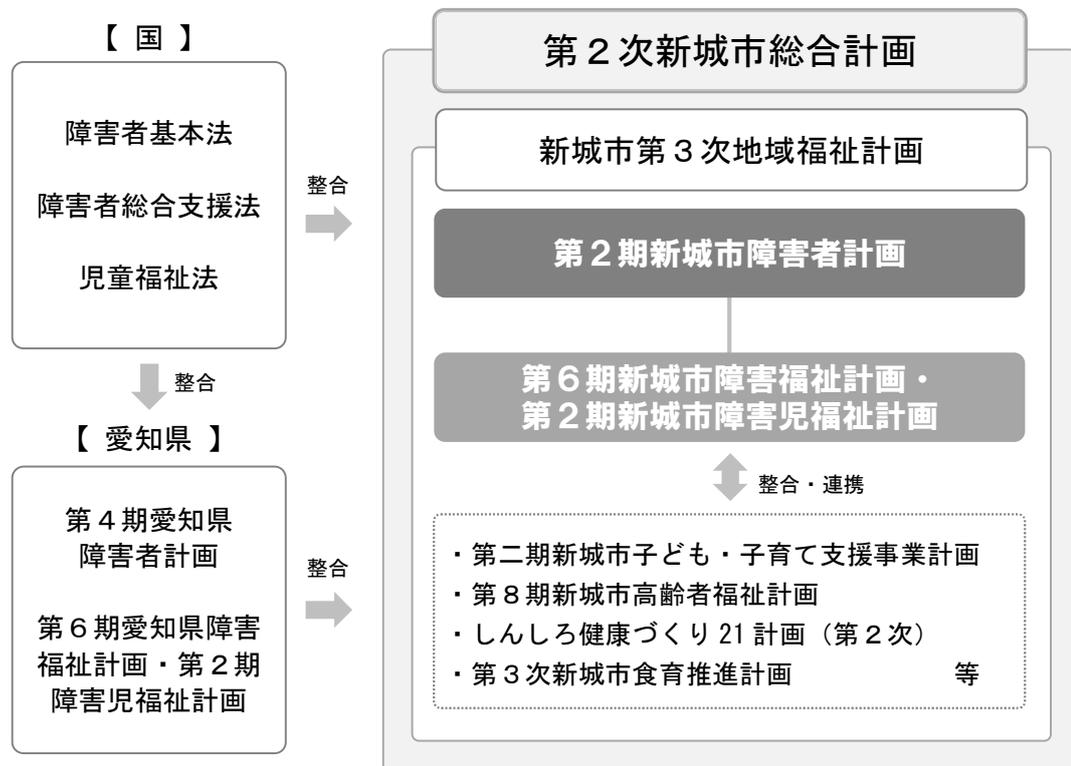
- 提供体制の確保とあわせてそれを担う人材を確保していく必要がある
- 専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施 など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

### 3 計画の位置づけ

「第2期新城市障害者計画」は、本市の状況を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

「第6期新城市障害福祉計画・第2期新城市障害児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定し、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定め、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、第4期愛知県障害者計画、第6期愛知県障害福祉計画・第2期障害児福祉計画並びに新城市総合計画及び同実施計画における障がい者施策との整合性を図りました。



## 4 計画期間

「第2期新城市障害者計画」は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とし、令和2年度に見直しを行いました。「第6期新城市障害福祉計画・第2期新城市障害児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見直し			
第2期新城市障害者計画					
第5期新城市障害福祉計画・ 第1期新城市障害児福祉計画			第6期新城市障害福祉計画・ 第2期新城市障害児福祉計画		

## 5 計画策定に係る体制

### (1) 新城市障害者計画等策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、福祉サービス事業者を始めとする支援者、地域住民の代表、国県機関等で構成される「新城市障害者計画等策定委員会」を開催し、調査審議を行いました。

### (2) アンケート調査及び福祉サービス事業所ヒアリングの実施

障がいのある人の生活環境やその他の状況を把握するため、市民及び障害者手帳所持者に対しアンケート調査を実施しました。また、市内の障害福祉サービス事業所等に対し、サービス提供体制等に関するヒアリングを実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

計画内容に関する公正性の確保と透明性の向上、市民の市政への積極的な参画促進等を図るため、令和3年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施しました。

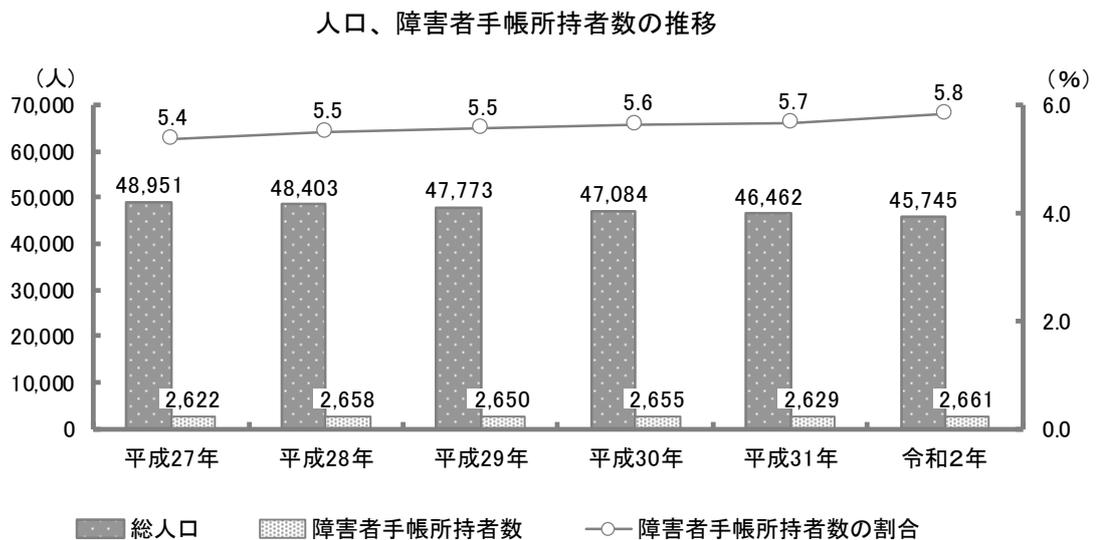
## 1 障がい者の状況

### (1) 人口及び障害者手帳所持者の状況

#### ① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和2年4月1日現在45,745人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在2,661人で、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は5.8%と増加傾向にあります。

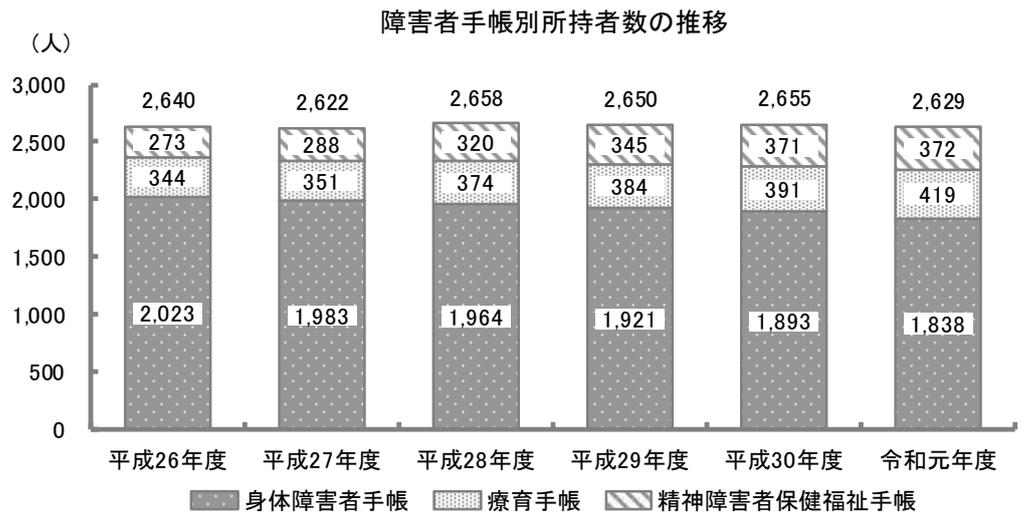


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年4月1日現在）

## ② 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は僅かであるが年々減少しており、令和元年4月1日現在1,838人となっています。

また、療育手帳所持者数は年々増加しており、令和元年4月1日現在419人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も年々増加しており、令和元年4月1日現在372人となっています。



資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

### ① 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年4月1日現在、4級の手帳所持者数が530人で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が507人となっています。また、1級の手帳所持者数は平成26年度から平成29年度にかけて増加し、その後減少しており、2～6級の手帳所持者数も減少しています。

身体障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	510	513	521	524	513	507
2級	282	275	266	266	252	242
3級	430	412	394	379	367	364
4級	580	569	565	543	545	530
5級	127	122	127	124	122	118
6級	94	92	91	85	94	77
合計	2,023	1,983	1,964	1,921	1,893	1,838

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

## ② 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、肢体不自由が936人（50.9%）と最も多く、次いで内部障がいが678人（36.9%）となっています。また、音声・言語・そしゃく機能障がいの手帳所持者数は僅かながら増加していますが、その他の障がいの手帳所持者数は減少しています。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障がい	95	95	89
聴覚・平衡機能障がい	131	128	116
音声・言語・そしゃく 機能障がい	17	16	19
肢体不自由	1,001	975	936
内部障がい	677	679	678
合計	1,921	1,893	1,838

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

## （3）療育手帳所持者の状況

### ① 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、令和元年4月1日現在、重度（A）の手帳所持者数が154人で最も多く、次いで中度（B）の手帳所持者数が136人となっています。

また、すべての程度の手帳所持者数で増加傾向にあります。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
重度（A）	140	139	145	144	148	154
中度（B）	112	117	124	127	130	136
軽度（C）	92	95	105	113	113	129
合計	344	351	374	384	391	419

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

##### ① 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年4月1日現在、2級の手帳所持者数が255人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が67人となっています。

また、2級・3級の手帳所持者数で増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

単位：人

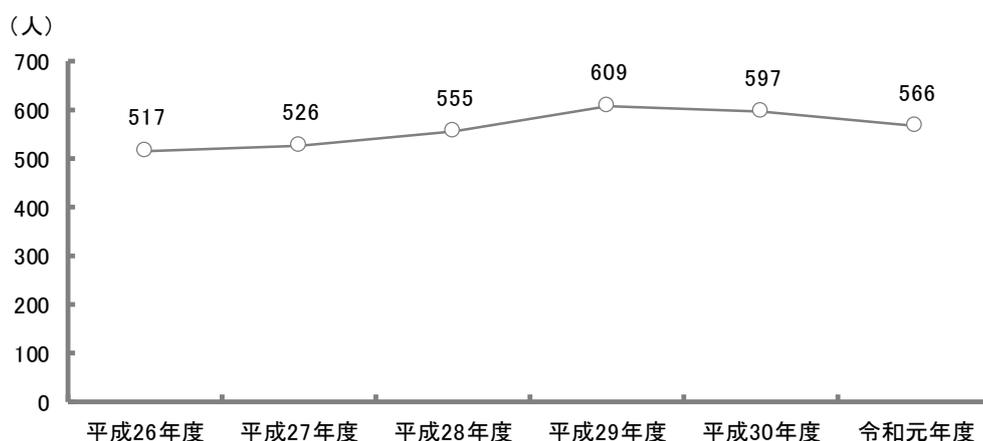
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	30	28	30	42	54	50
2級	201	214	228	234	253	255
3級	42	46	62	69	64	67
合計	273	288	320	345	371	372

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

##### ② 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、平成29年度から年々、減少傾向にあります。

自立支援医療（精神通院）受給者の推移

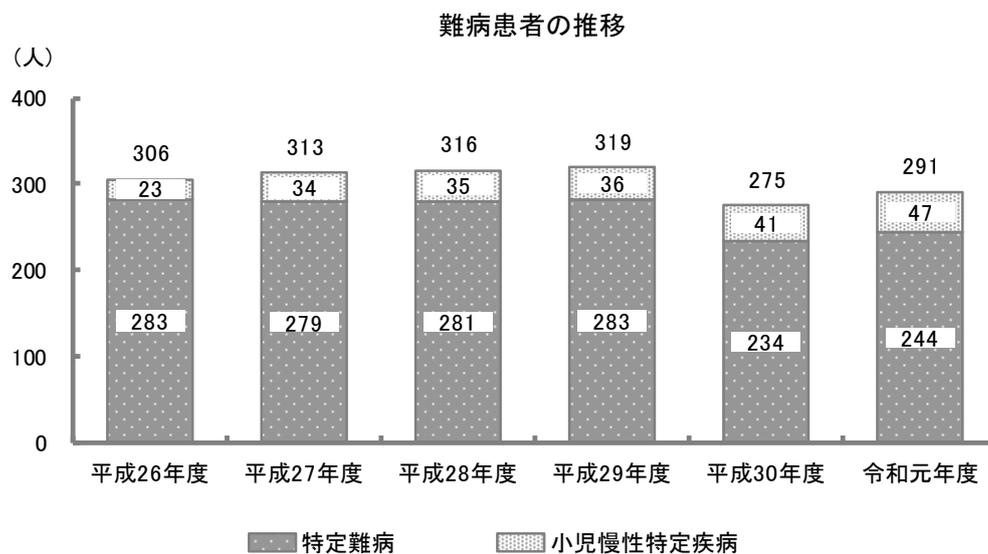


資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

## (5) 特定医療費（指定難病）受給者数

### ① 難病患者の推移

特定難病は平成30年度に減少し、令和元年度には増加しており、令和元年4月1日現在には244人、小児慢性特定疾病は年々増加しており、令和元年度には47人となっています。

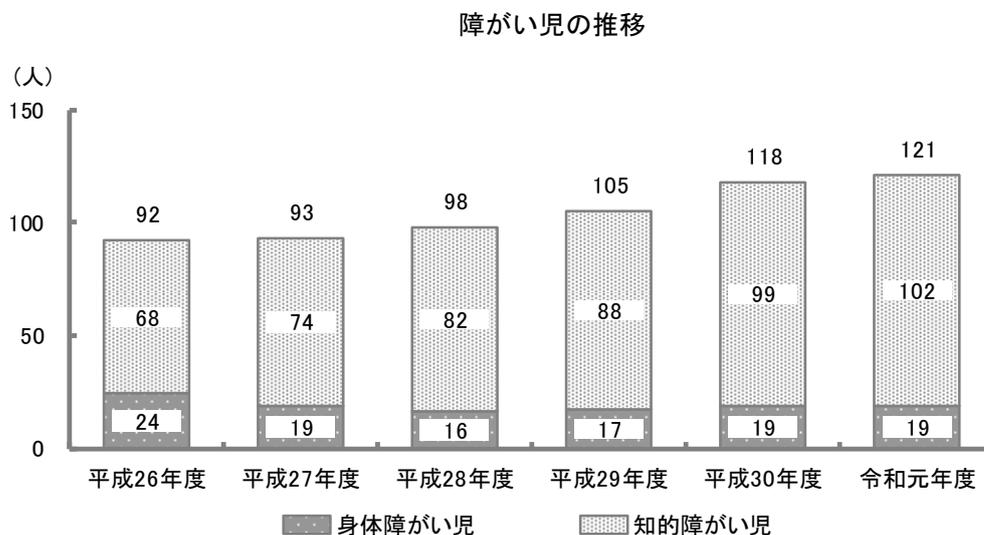


資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

## (6) 障がい児の状況

### ① 障がい児の推移

障がい児の推移をみると、身体障がい児では、令和元年4月1日現在19人で、ほぼ横ばいとなっています。知的障がい児では、令和元年4月1日現在102人で、年々増加しています。

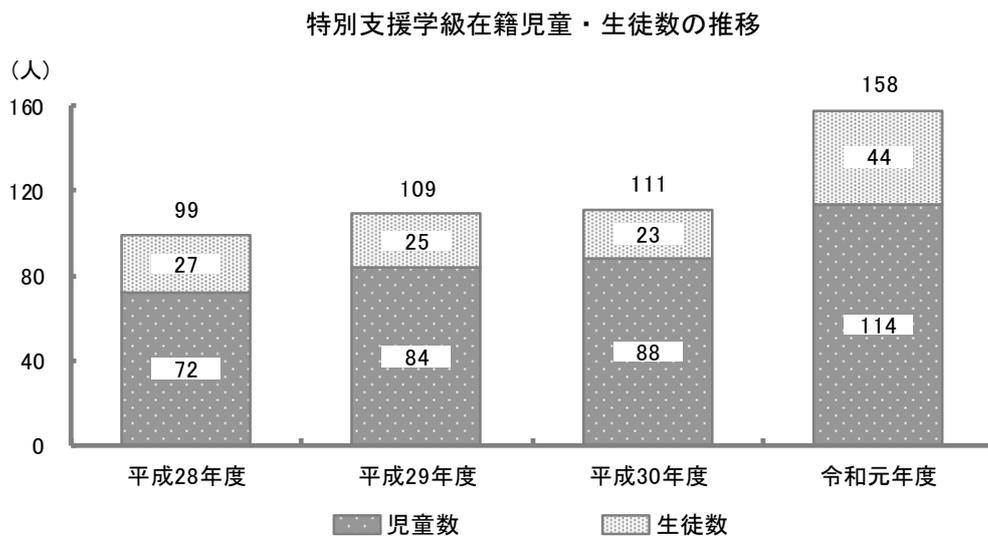


資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

## (7) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

### ① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、児童数では、令和元年度末現在、114人で年々増加しています。生徒数では、令和元年度末現在、44人で増加傾向にあります。

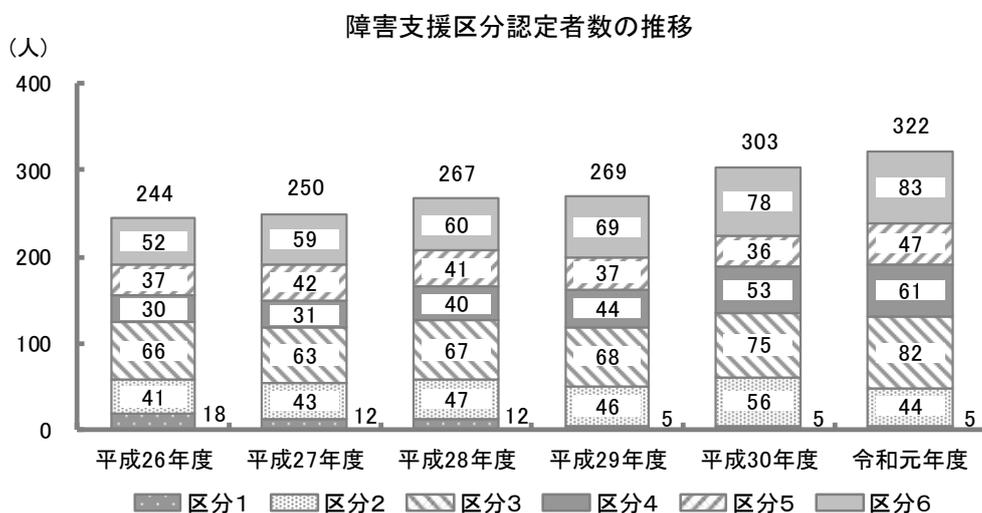


資料：庁内調べ（各年度末現在）

## (8) 障害支援区分認定者の状況

### ① 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和元年度末現在、区分6が83人で最も多く、次いで区分3が82人となっています。



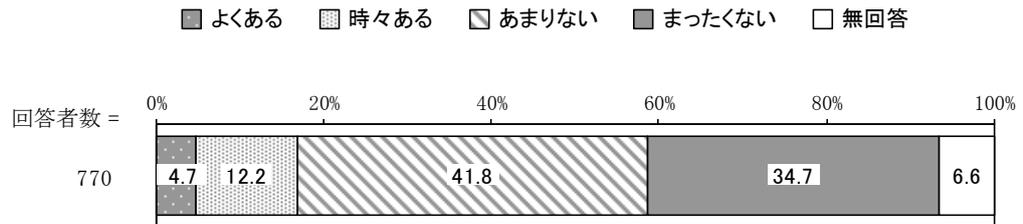
資料：庁内調べ（各年度末現在）

## 2 アンケート調査結果からみた現状

### (1) 障がいの理解について

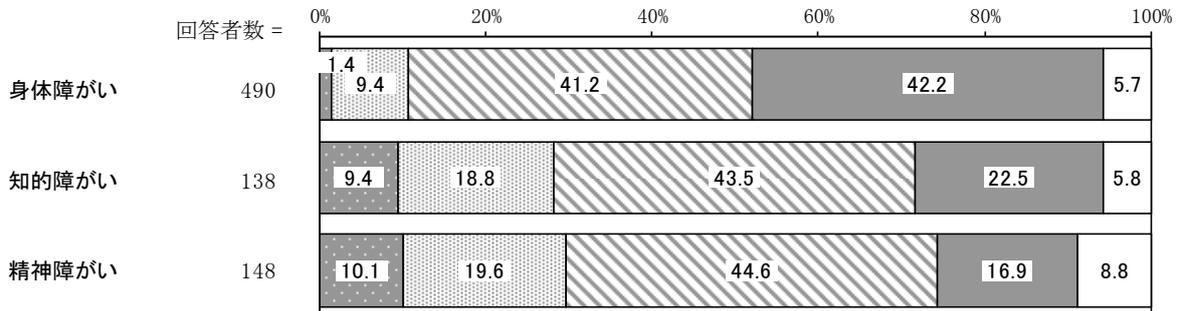
#### ① 障がいのことでの差別や人権侵害

「よくある」と「時々ある」を合わせた“ある”の割合が16.9%、「あまりない」と「まったくない」を合わせた“ない”の割合が76.5%となっています。



#### 【障がい種別】

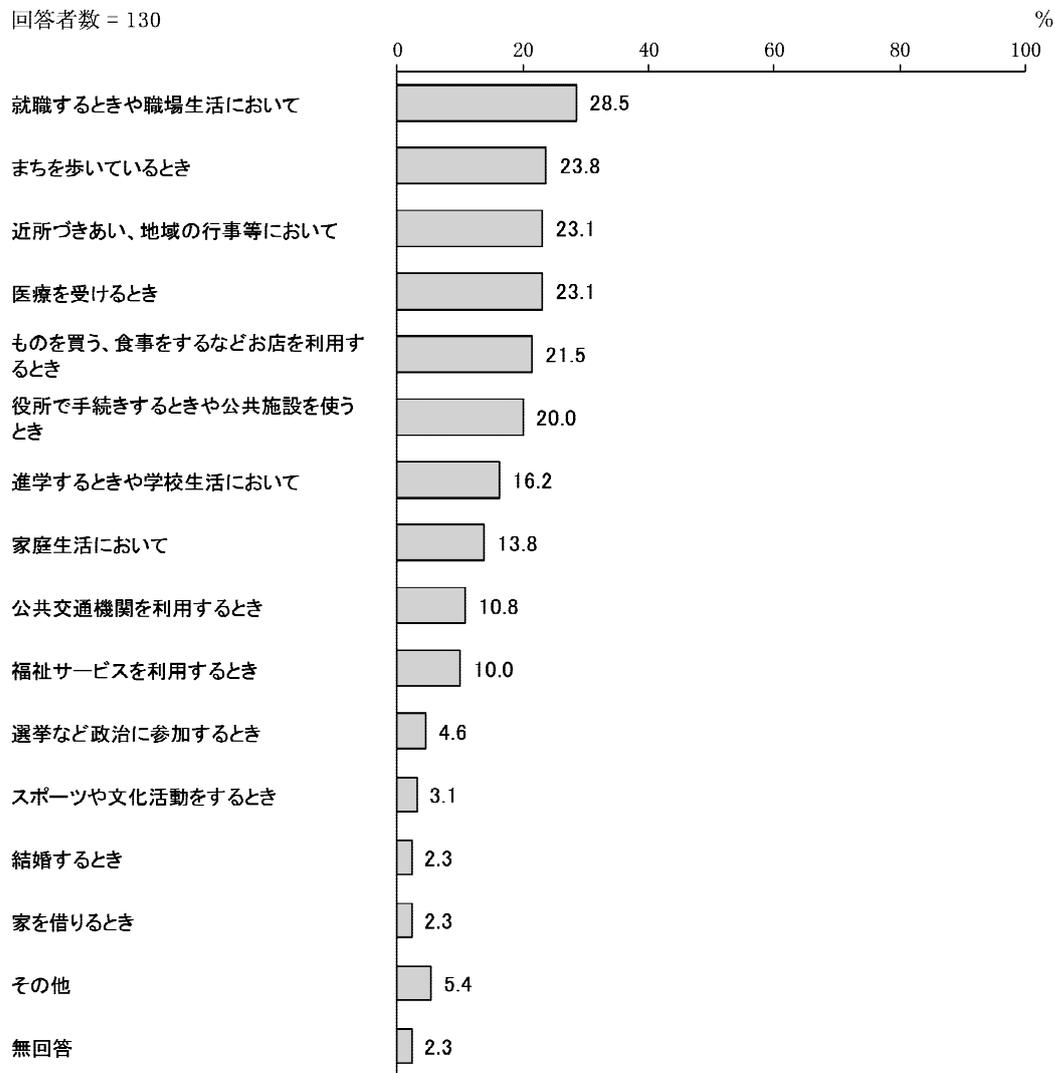
障がい種別でみると、身体障がいでは“ない”の割合が高くなっています。



## ② 障がいのことでの差別や人権侵害を感じた場面

「就職するときや職場生活において」の割合が28.5%と最も高く、次いで「まちを歩いているとき」の割合が23.8%、「近所づきあい、地域の行事等において」及び「医療を受けるとき」の割合が23.1%となっています。

回答者数 = 130



【障がい種別】

障がい種別でみると、身体障がいでは「医療を受けるとき」「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」の割合が高くなっています。知的障がいでは「進学するときや学校生活において」「近所づきあい、地域の行事等において」「まちを歩いているとき」の割合が、精神障がいでは「就職するときや職場生活において」「医療を受けるとき」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数(件)	進学するときや学校生活において	就職するときや職場生活において	結婚するとき	近所づきあい、地域の行事等において	家庭生活において	福祉サービスを利用するとき	医療を受けるとき	役所で手続きするときや公共施設を使うとき
身体障がい	53	1.9	22.6	3.8	24.5	11.3	13.2	30.2	26.4
知的障がい	39	43.6	17.9	—	25.6	5.1	2.6	7.7	10.3
精神障がい	44	9.1	47.7	2.3	15.9	22.7	11.4	25.0	25.0

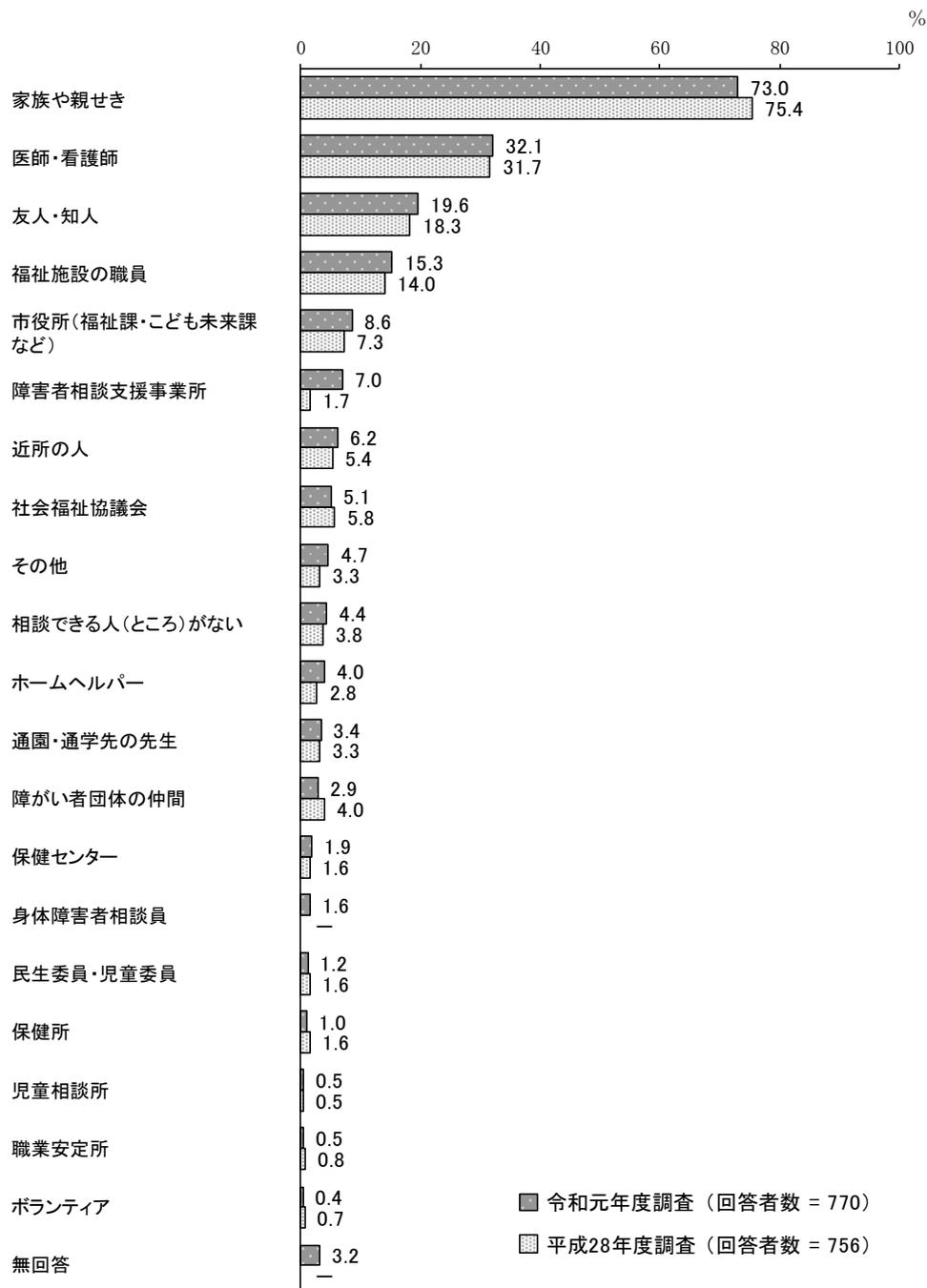
区分	公共交通機関を利用するとき	ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき	スポーツや文化活動をするとき	家を借りるとき	まちを歩いているとき	選挙など政治に参加するとき	その他	無回答
身体障がい	17.0	28.3	5.7	3.8	20.8	11.3	3.8	5.7
知的障がい	7.7	23.1	2.6	—	25.6	2.6	2.6	—
精神障がい	4.5	13.6	—	2.3	22.7	—	9.1	—

## (2) 相談について

### ① 心配事や悩みがあった場合の相談先

「家族や親せき」の割合が73.0%と最も高く、次いで「医師・看護師」の割合が32.1%、「友人・知人」の割合が19.6%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「障害者相談支援事業所」が5.3ポイント増加しています。



※「身体障害者相談員」は令和元年度調査に追加されました。

【障がい種別】

障がい種別でみると、全てで「家族や親せき」の割合が高く、身体障がいと精神障がいでは「医師・看護師」の割合が、知的障がいでは「福祉施設の職員」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	家族や親せき	友人・知人	近所の人	障がい者団体の仲間	医師・看護師	通園・通学先の先生	福祉施設の職員	ホームヘルパー	民生委員・児童委員	身体障害者相談員
身体障がい	490	76.1	21.0	8.4	2.2	28.4	0.4	12.4	3.3	1.6	2.2
知的障がい	138	69.6	15.2	0.7	3.6	23.2	16.7	33.3	7.2	—	2.2
精神障がい	148	59.5	16.9	2.7	5.4	51.4	1.4	16.9	3.4	—	—

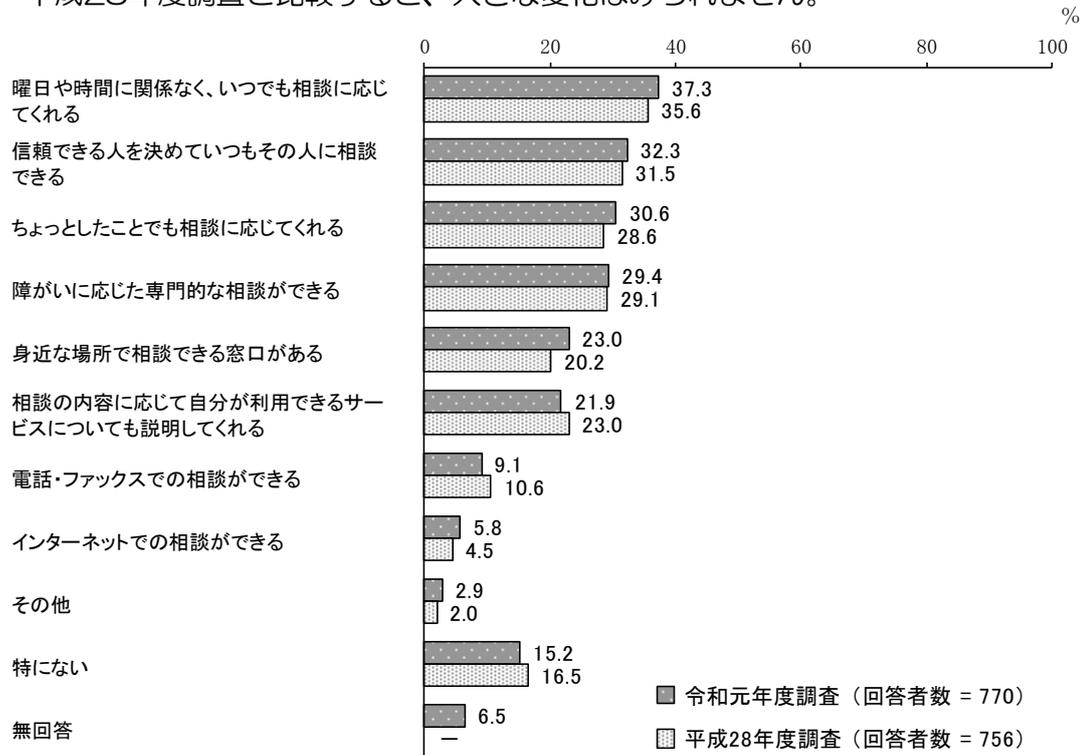
  

区分	ボランティア	社会福祉協議会	保健センター	児童相談所	保健所	職業安定所	市役所（福祉課・こども未来課など）	障害者相談支援事業所	その他	相談できる人（ところ）がない	無回答
身体障がい	0.2	5.3	0.6	—	0.8	—	8.6	2.7	4.7	4.1	3.1
知的障がい	—	5.1	2.9	2.9	—	—	7.2	13.8	5.1	2.9	3.6
精神障がい	1.4	6.1	5.4	—	2.7	2.7	10.8	17.6	5.4	6.8	1.4

## ② 相談をしやすくするために必要なこと

「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」の割合が37.3%と最も高く、次いで「信頼できる人を決めていつもその人に相談できる」の割合が32.3%、「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」の割合が30.6%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### 【障がい種別】

障がい種別でみると、身体障がいでは「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」の割合が高くなっています。また、知的障がいでは「障がいに応じた専門的な相談ができる」の割合が、精神障がいでは「信頼できる人を決めていつもその人に相談できる」「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」の割合が高くなっています。

単位：%

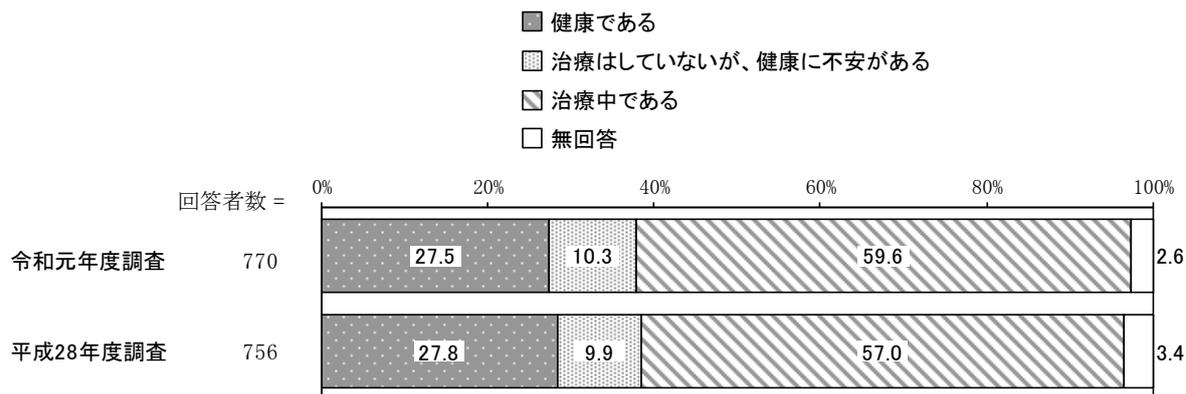
区分	回答者数(件)	曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる	信頼できる人を決めていつもその人に相談できる	障がいに応じた専門的な相談ができる	身近な場所で相談できる窓口がある	相談の内容に応じて自分が利用できるサービスについても説明してくれる	インターネットでの相談ができる	電話・ファックスでの相談ができる	ちょっとしたことでも相談に応じてくれる	その他	特にな	無回答
身体障がい	490	36.1	25.9	27.8	19.6	20.0	3.7	8.6	26.9	2.2	18.8	6.5
知的障がい	138	33.3	37.7	39.9	31.9	28.3	8.0	7.2	32.6	2.2	12.3	8.0
精神障がい	148	42.6	48.6	33.8	27.0	26.4	11.5	14.2	43.2	5.4	6.1	3.4

### (3) 健康について

#### ① 健康状態

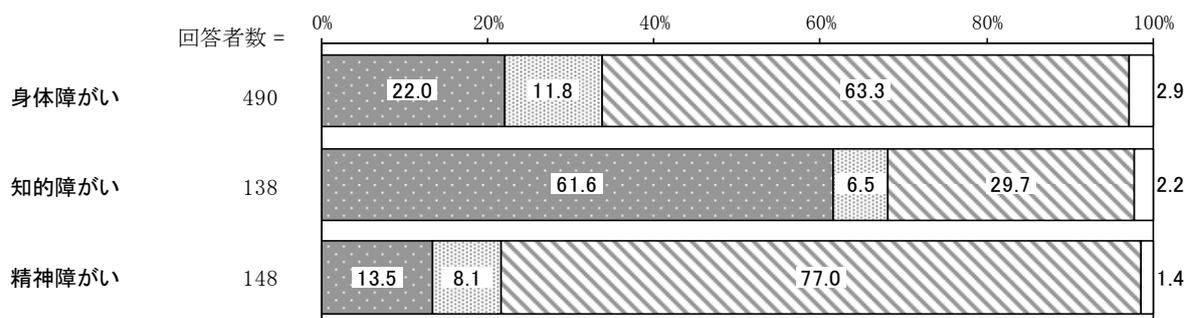
「治療中である」の割合が59.6%と最も高く、次いで「健康である」の割合が27.5%、「治療はしていないが、健康に不安がある」の割合が10.3%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



#### 【障がい種別】

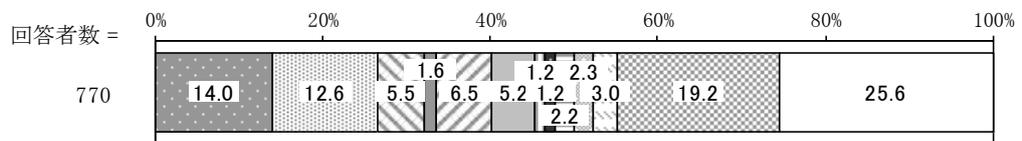
障がい種別でみると、知的障がいでは「健康である」の割合が高くなっています。また、身体障がいと精神障がいでは「治療中である」の割合が高くなっています。



## ② 健康面で不安なこと

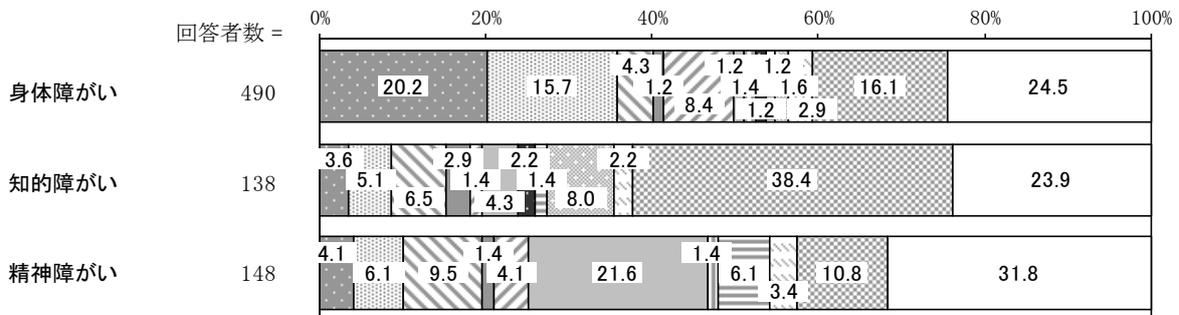
「特にない」の割合が19.2%と最も高く、次いで「年々、体が動かなくなること」の割合が14.0%、「体（足や腰など）が痛いこと」の割合が12.6%となっています。

- 年々、体が動かなくなること
- 体（足や腰など）が痛いこと
- 肥満・運動不足なこと
- 食事面や栄養のバランスのこと
- 生活習慣病（がん、高血圧、高脂血症など）のこと
- 精神的に不安なこと
- 眠れないこと
- 歯科の治療がむずかしいこと
- 体調が悪くても、まわりにわかってもらえないこと
- 医師や看護師に症状をうまく伝えられないこと
- その他
- 特にない
- 無回答



### 【障がい種別】

障がい種別でみると、身体障がいでは「年々、体が動かなくなること」「体（足や腰など）が痛いこと」の割合が、知的障がいでは「特にない」の割合が高くなっています。精神障がいでは「精神的に不安なこと」の割合が高くなっています。

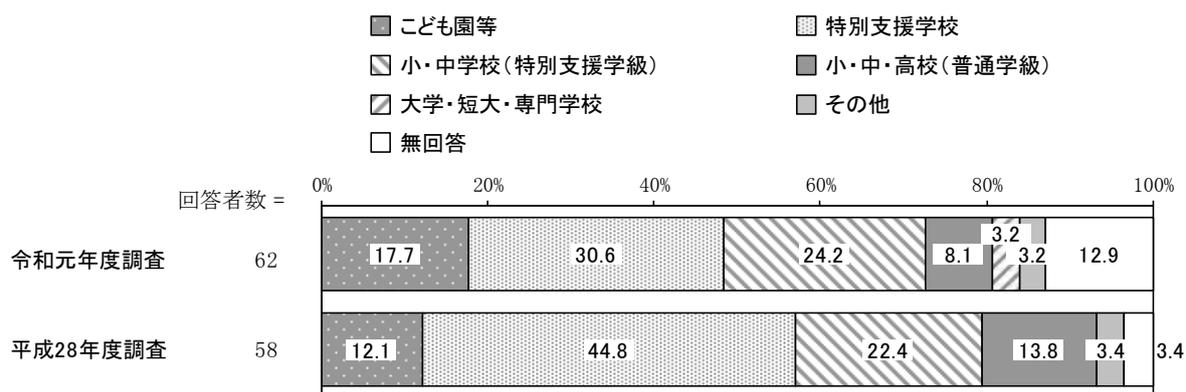


## (4) 教育について

### ① 現在の通園・通学先

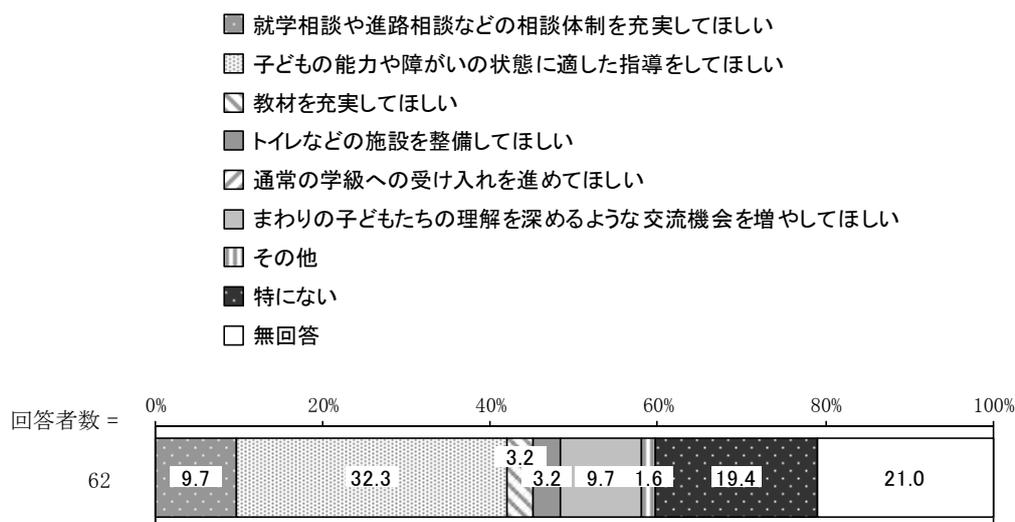
「特別支援学校」の割合が30.6%と最も高く、次いで「小・中学校（特別支援学級）」の割合が24.2%、「こども園等」の割合が17.7%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「こども園等」が5.6ポイント増加し、「特別支援学校」が14.2ポイント、「小・中・高校（普通学級）」が5.7ポイント減少しています。



### ② こども園等や学校に望むこと

「子どもの能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」の割合が32.3%と最も高く、次いで「特にない」の割合が19.4%となっています。

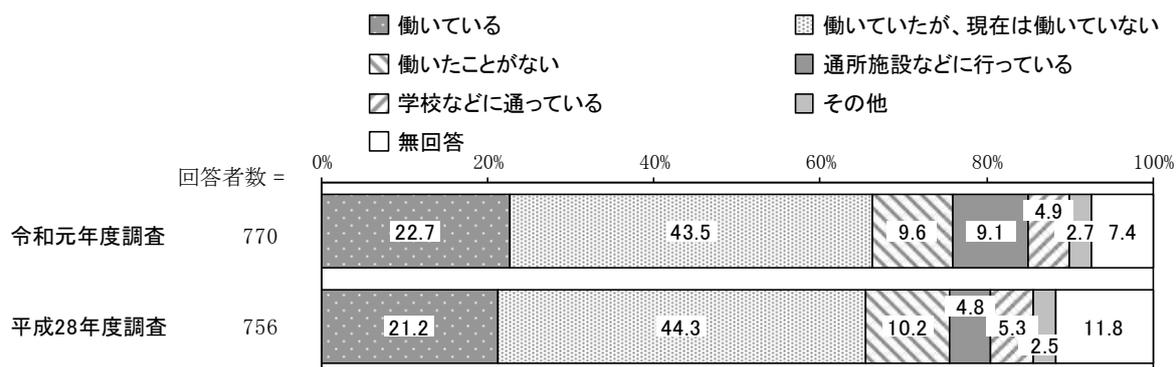


## (5) 就労について

### ① 現在の就労状況

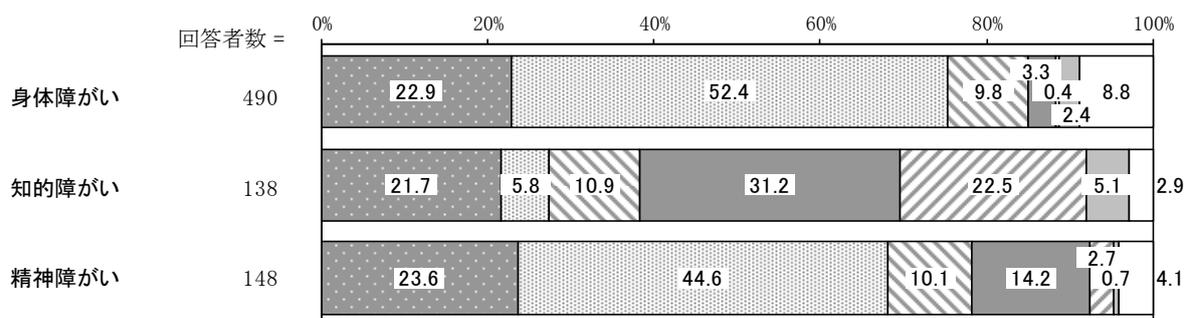
「働いていたが、現在は働いていない」の割合が43.5%と最も高く、次いで「働いている」の割合が22.7%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### 【障がい種別】

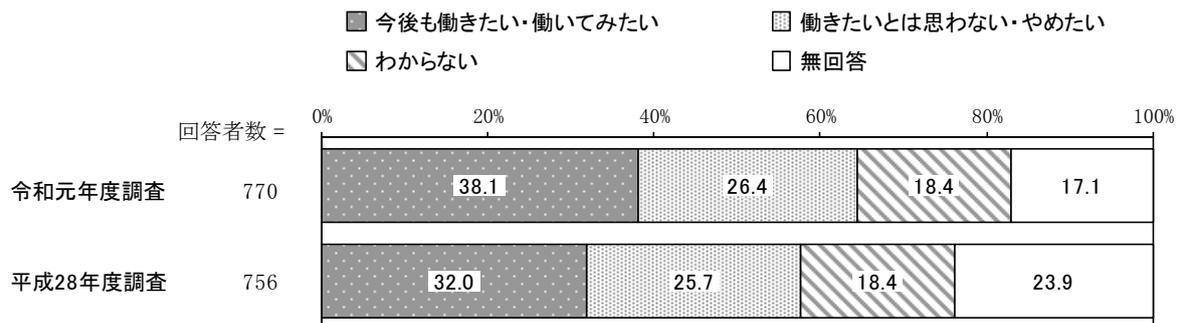
障がい種別でみると、身体障がいと精神障がいでは「働いていたが、現在は働いていない」の割合が高くなっています。また、知的障がいでは「通所施設などに行っている」「学校などに通っている」の割合が高くなっています。



## ② 今後、収入を得る仕事をしたいかの有無

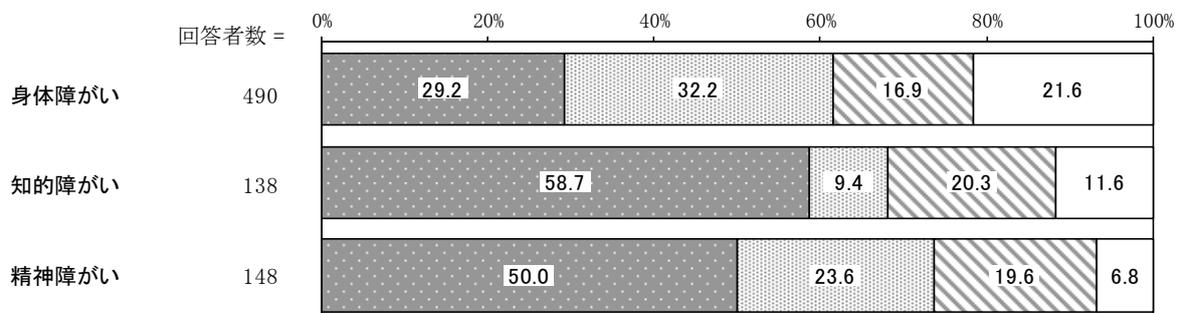
「今後も働きたい・働いてみたい」の割合が38.1%と最も高く、次いで「働きたいとは思わない・やめたい」の割合が26.4%、「わからない」の割合が18.4%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「今後も働きたい・働いてみたい」が6.1ポイント増加しています。



### 【障がい種別】

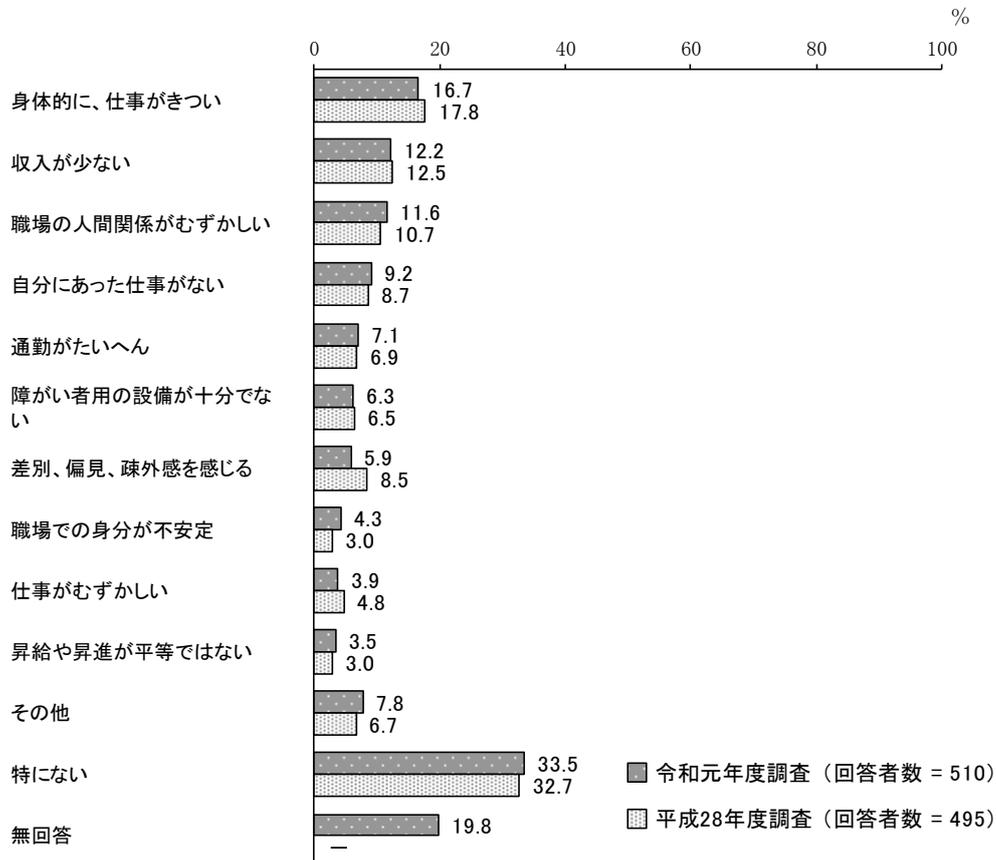
障がい種別でみると、身体障がいでは「働きたいとは思わない・やめたい」の割合が高くなっています。また、知的障がいと精神障がいでは「今後も働きたい・働いてみたい」の割合が高くなっています。



### ③ 仕事をする上での不安や不満について

「特にない」の割合が33.5%と最も高く、次いで「身体的に、仕事がきつい」の割合が16.7%、「収入が少ない」の割合が12.2%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



#### 【障がい種別】

障がい種別でみると、身体障がいと知的障がいでは「特にない」の割合が高くなっています。また、精神障がいでは「自分にあつた仕事がない」「職場の人間関係がむずかしい」「収入が少ない」の割合が高くなっています。

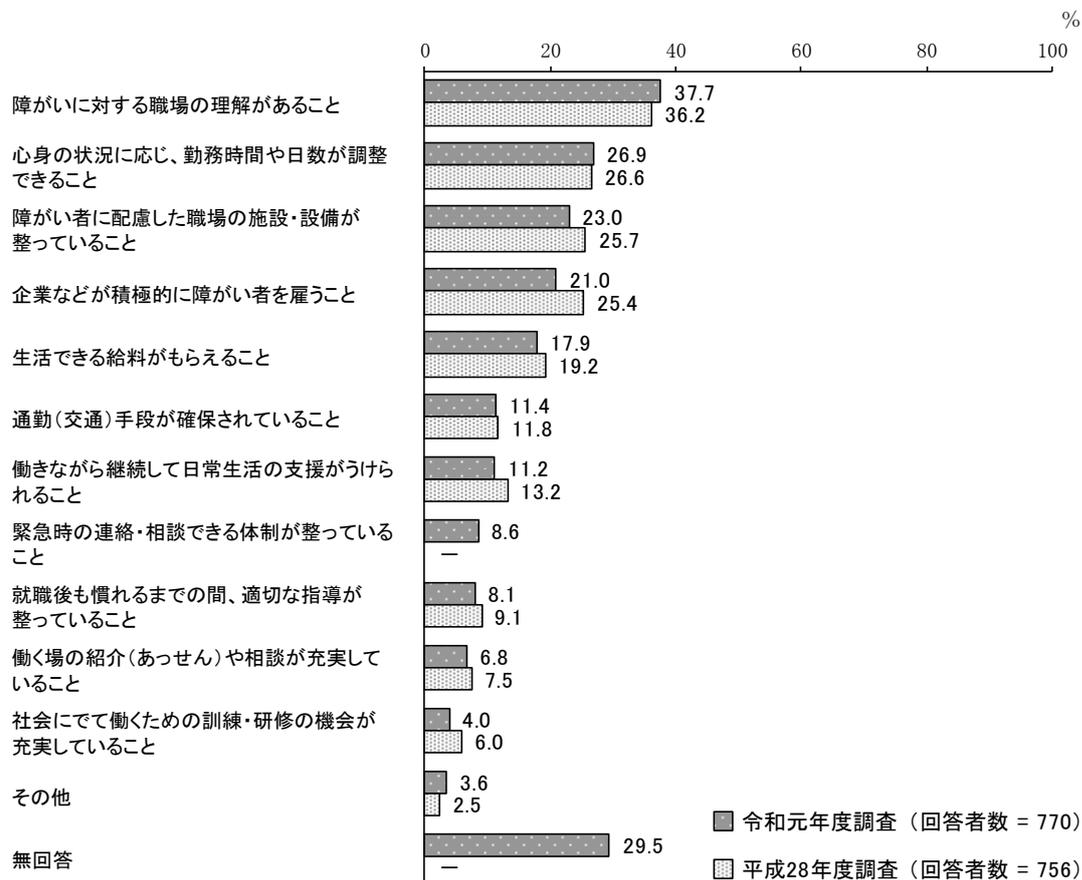
単位：%

区分	回答者数 (件)	障がい者用の設備が十分でない	通勤がたいへん	自分にあつた仕事がない	職場の人間関係がむずかしい	昇給や昇進が平等ではない	収入が少ない	職場での身分が不安定	仕事がむずかしい	身体的に、仕事がきつい	差別、偏見、疎外感を感じる	その他	特にない	無回答
身体障がい	369	6.2	5.4	5.7	3.5	1.4	7.6	2.7	2.7	17.3	2.4	8.4	35.8	23.8
知的障がい	38	2.6	13.2	13.2	21.1	7.9	15.8	10.5	5.3	2.6	7.9	2.6	52.6	2.6
精神障がい	101	6.9	10.9	20.8	36.6	9.9	27.7	8.9	7.9	19.8	16.8	8.9	17.8	11.9

#### ④ 就労に必要な支援

「障がいに対する職場の理解があること」の割合が37.7%と最も高く、次いで「心身の状況に応じ、勤務時間や日数が調整できること」の割合が26.9%、「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」の割合が23.0%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



※「緊急時の連絡・相談できる体制が整っていること」の選択肢は、令和元年度調査で追加されたものです。

【障がい種別】

障がい種別でみると、全てで「障がいに対する職場の理解があること」の割合が高く、身体障がいと知的障がいでは「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」「心身の状況に応じ、勤務時間や日数が調整できること」の割合が高くなっています。また、精神障がいでは「心身の状況に応じ、勤務時間や日数が調整できること」「生活できる給料がもらえること」の割合が高くなっています。

単位：％

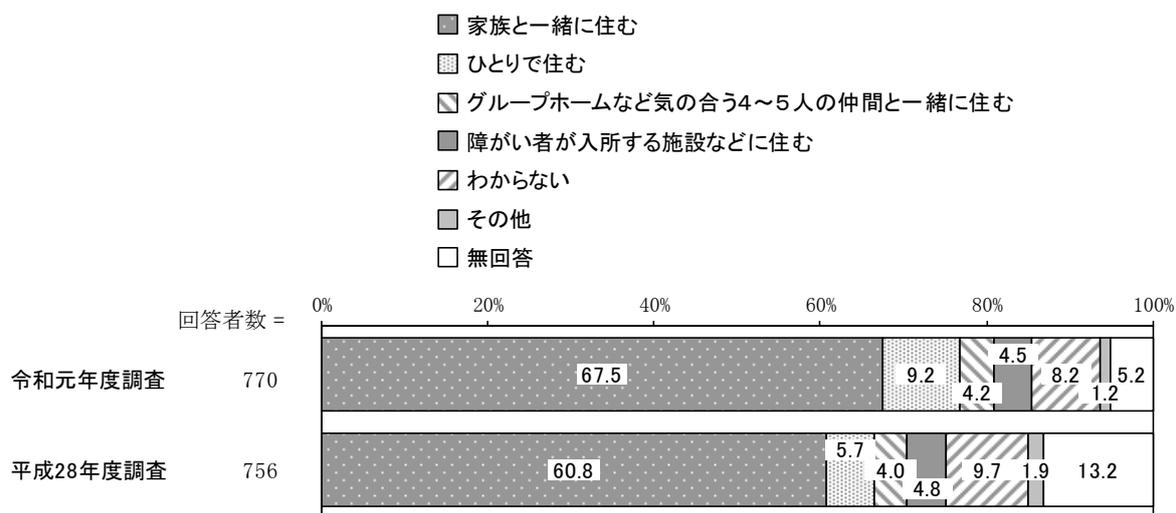
区分	回答者数 (件)	企業が積極的に障がい者を雇うこと	障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること	心身の状況に応じ、勤務時間や日数が調整できること	生活できる給料がもらえること	障がいに対する職場の理解があること	社会にでて働くための訓練・研修の機会が充実していること	働く場の紹介(あっせん)や相談が充実していること	通勤(交通)手段が確保されていること	働きながら継続して日常生活の支援が受けられること	就職後も慣れるまでの間、適切な指導が整っていること	緊急時の連絡・相談できる体制が整っていること	その他	無回答
身体障がい	490	19.6	22.0	23.3	13.3	33.7	2.9	5.9	11.0	9.2	6.1	9.8	3.5	35.5
知的障がい	138	22.5	29.7	23.2	21.0	46.4	5.8	6.5	16.7	21.0	11.6	10.1	1.4	21.0
精神障がい	148	23.6	21.6	41.2	28.4	43.9	4.1	10.1	8.8	11.5	15.5	6.8	4.7	16.2

## (6) 日常生活、暮らしについて

### ① 将来に希望する暮らし方

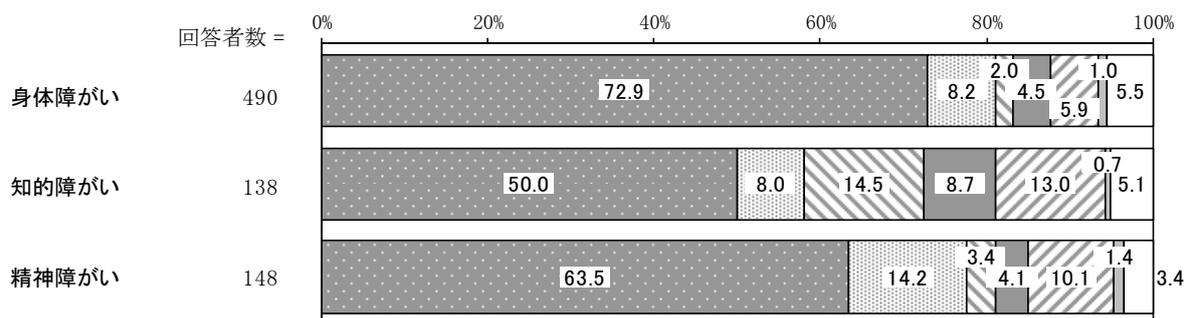
「家族と一緒に住む」の割合が67.5%と最も高くなっています。

平成28年度調査と比較すると、「家族と一緒に住む」が6.7ポイント増加しています。



### 【障がい種別】

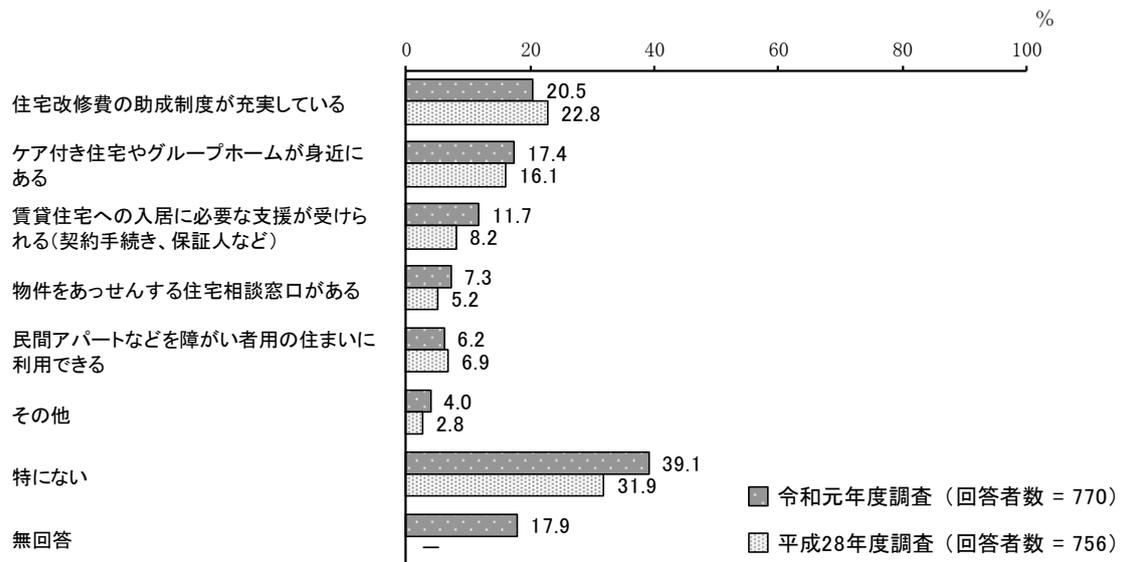
障がい種別でみると、全てで「家族と一緒に住む」の割合が高くなっています。また、知的障がいでは「グループホームなど気の合う4～5人の仲間と一緒に住む」の割合が、精神障がいでは「ひとりで住む」の割合が高くなっています。



## ② 希望する暮らしをするために必要なこと

「特にない」の割合が39.1%と最も高く、次いで「住宅改修費の助成制度が充実している」の割合が20.5%、「ケア付き住宅やグループホームが身近にある」の割合が17.4%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「特にない」が7.2ポイント増加しています。



### 【障がい種別】

障がい種別でみると、全てで「特にない」の割合が高くなっています。身体障がいと精神障がいでは「住宅改修費の助成制度が充実している」の割合が高くなっています。また、知的障がいでは「ケア付き住宅やグループホームが身近にある」の割合が高くなっています。

単位：%

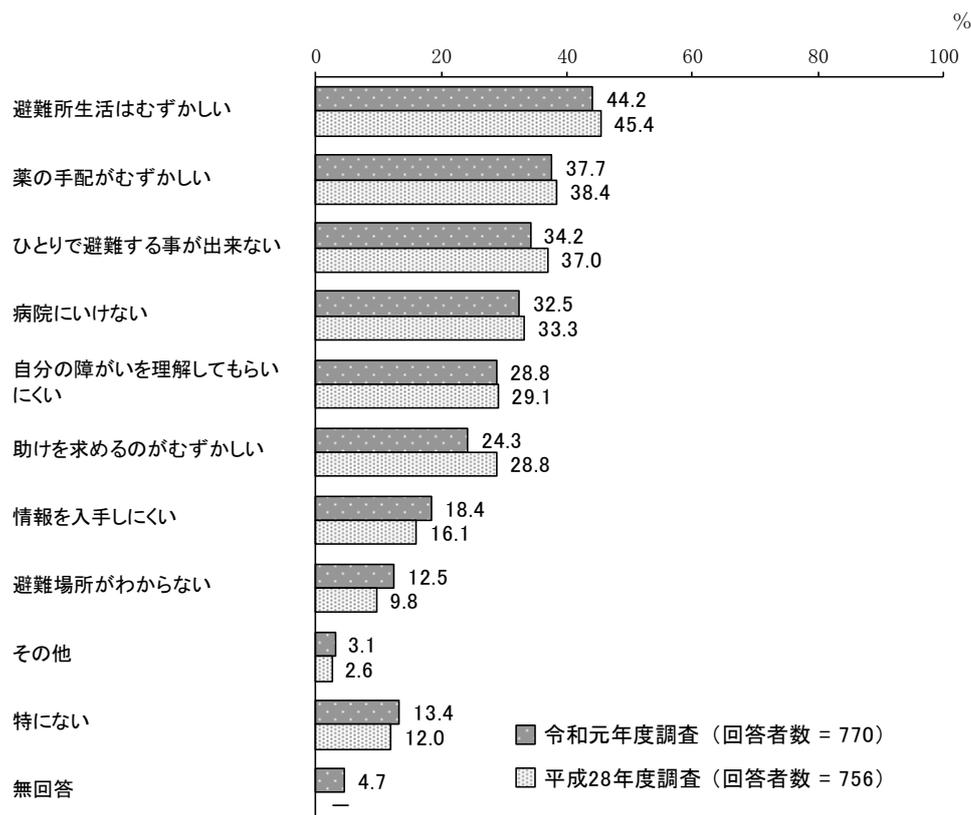
区分	回答者数(件)	ケア付き住宅やグループホームが身近にある	物件をあっせんする住宅相談窓口がある	住宅改修費の助成制度が充実している	民間アパートなどを障がい者用の住まいに利用できる	賃貸住宅への入居に必要な支援が受けられる(契約手続き、保証人など)	その他	特にない	無回答
身体障がい	490	17.6	5.5	23.3	4.3	10.0	3.3	38.8	19.8
知的障がい	138	29.7	7.2	13.0	11.6	14.5	4.3	31.9	19.6
精神障がい	148	11.5	12.8	18.9	9.5	15.5	5.4	41.2	11.5

## (7) 災害時等の支援について

### ①災害のときに困ること

「避難所生活はむずかしい」の割合が44.2%と最も高く、次いで「薬の手配がむずかしい」の割合が37.7%、「ひとりで避難することが出来ない」の割合が34.2%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### 【障がい種別】

障がい種別で見ると、全てで「避難所生活はむずかしい」の割合が高く、知的障がいでは「助けを求めるのがむずかしい」「ひとりで避難することが出来ない」の割合が高くなっています。また、精神障がいでは「薬の手配がむずかしい」「病院にいけない」の割合が高くなっています。

単位：%

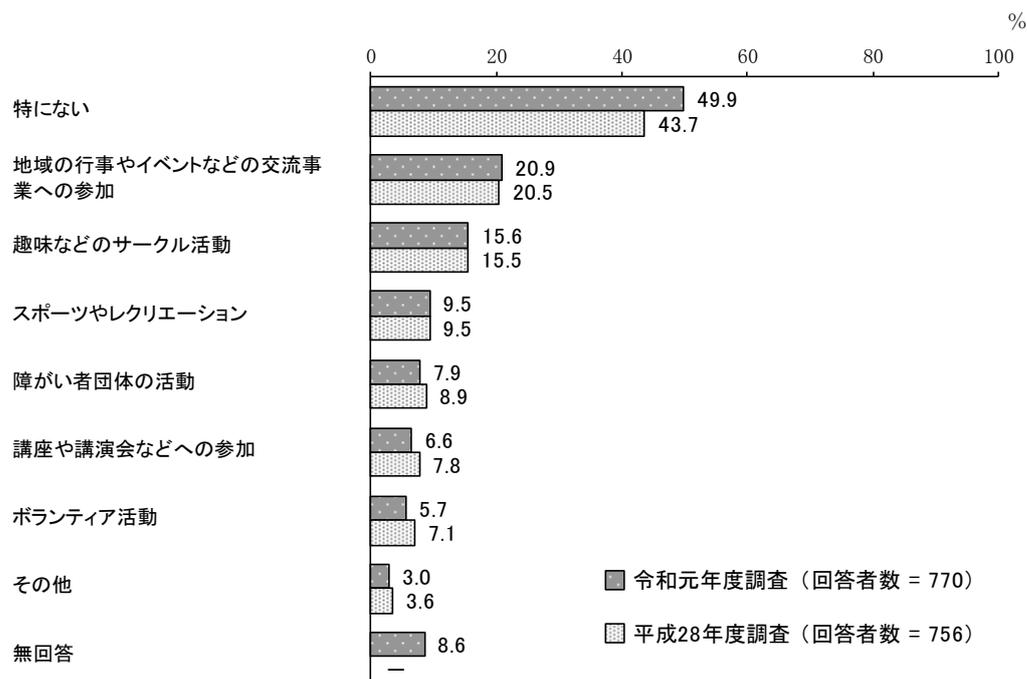
区分	回答者数 (件)	助けを求めるのがむずかしい	自分の障がいを理解してもらいにくい	避難所生活はむずかしい	薬の手配がむずかしい	情報を入手しにくい	病院にいけない	ひとりで避難することが出来ない	避難場所がわからない	その他	特になし	無回答
身体障がい	490	19.2	21.6	41.2	34.7	15.7	32.7	35.1	8.2	3.1	13.5	4.9
知的障がい	138	50.0	43.5	52.2	29.0	29.0	23.9	54.3	23.9	2.2	15.2	5.1
精神障がい	148	27.7	45.3	52.0	60.1	20.9	46.6	21.6	16.2	3.4	8.1	4.1

## (8) 地域活動について

### ① 地域における活動の希望

「特にない」の割合が49.9%と最も高く、次いで「地域の行事やイベントなどの交流事業への参加」の割合が20.9%、「趣味などのサークル活動」の割合が15.6%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「特にない」が6.2ポイント増加しています。



### 【障がい種別】

障がい種別でみると、全てで「特にない」の割合が高く、身体障がいと知的障がいでは「地域の行事やイベントなどの交流事業への参加」の割合が高くなっています。また、精神障がいでは「趣味などのサークル活動」の割合が高くなっています。

単位：%

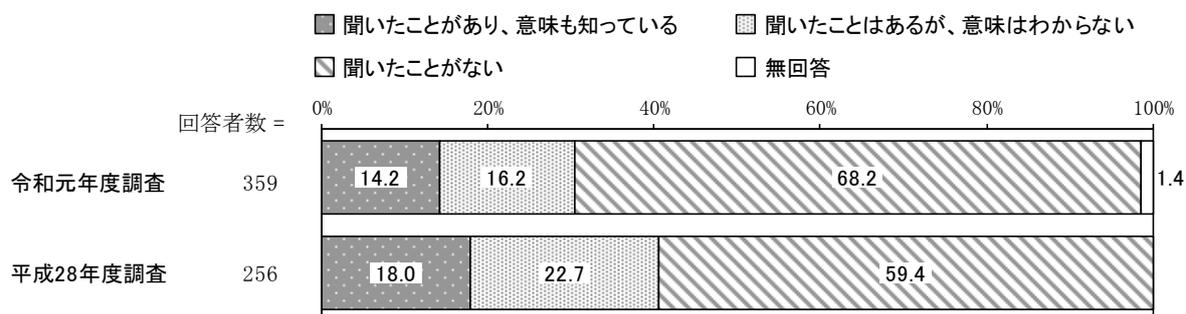
区分	回答者数 (件)	スポーツやレクリエーション	ボランティア活動	障がい者団体の活動	趣味などのサークル活動	講座や講演会などへの参加	地域の行事やイベントなどの交流事業への参加	その他	特にない	無回答
身体障がい	490	10.0	6.1	6.1	18.6	8.8	21.6	2.7	47.6	9.2
知的障がい	138	8.7	2.9	17.4	3.6	0.7	26.8	2.9	46.4	10.1
精神障がい	148	6.1	7.4	7.4	16.2	5.4	12.2	3.4	60.1	4.7

## (9) 市民の意識調査結果について

### ① 「ノーマライゼーション」の認知度

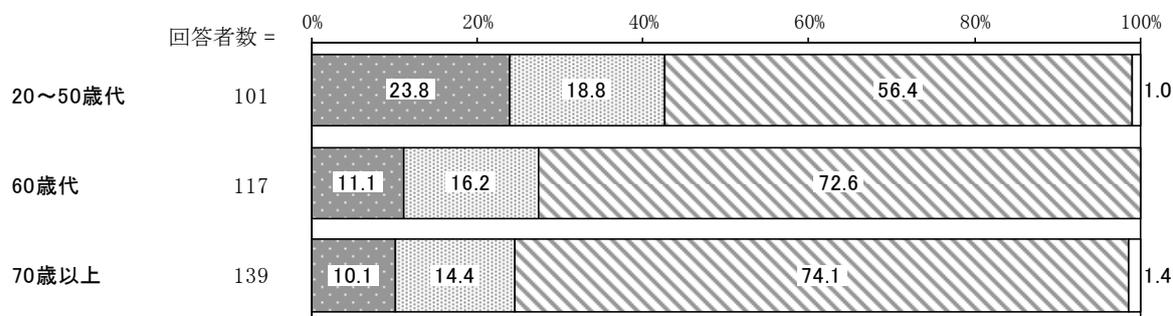
「聞いたことがない」の割合が68.2%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、意味はわからない」の割合が16.2%、「聞いたことがあり、意味も知っている」の割合が14.2%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「聞いたことがない」が8.8ポイント増加し、「聞いたことはあるが、意味はわからない」が6.5ポイント減少しています。



#### 【年代別】

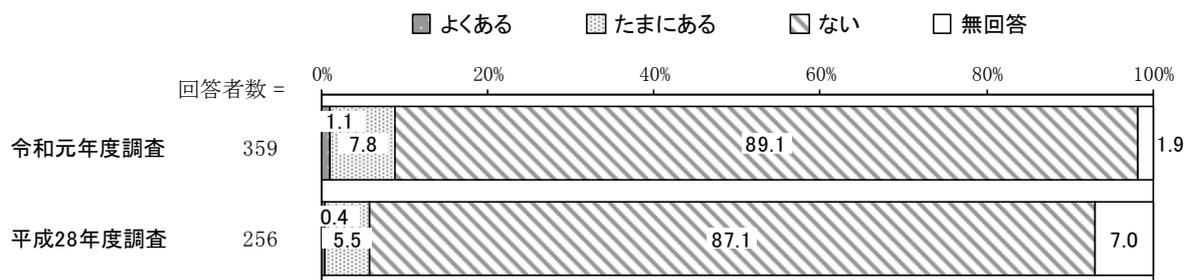
年代別でみると、全てで「聞いたことがない」の割合が高くなっています。また、20～50歳代で「聞いたことがあり、意味も知っている」の割合が高くなっています。



### ② 障がい者対象の行事・活動

参加の有無について、「ない」の割合が89.1%と最も高くなっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## 1 基本理念と基本的視点

第2期新城市障害者計画（平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度））では、「みんなで支え合い 誰もが私らしく暮らせるまち あったかしんしろ」を基本理念とし、障がいのある人もない人も地域の中で共に参画しながら暮らし続けられるよう、障がいに関する施策の推進を図ることで、地域社会全体であたたかさが感じとれるまちづくりを目指しています。

本計画においても、この基本理念を継承し、計画を推進します。

**みんなで支え合い 誰もが私らしく暮らせるまち  
あったかしんしろ**



また、本計画で重視する視点として以下の3つを基本的視点とします。

### ○ 誰もが大切にされるまち

障がいのある人「一人ひとり」の多様性を重視し、個人としての尊厳が保たれ、心身ともに健やかに、自分らしい生活を営むことができるように支援します。

### ○ みんなで支え合うまち

市民が主体となるまちづくり活動の支援を行うとともに、市民をはじめとする地域の貴重な資源を活かしながら、生活の拠点である地域に根ざした助け合いを進めていきます。

### ○ 市民一人ひとりが誇りを持てるまち

障がいのある人ととどまらず、市民の誰もが自立した快適な生活が送ることができるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り込んだまちづくりを推進します。障がいのある人もない人も安全・安心な生活を享受し、“しんしろに生まれて、育て、暮らしてよかったと思えるまちづくり”を目指します。

---

## 2 推進施策

---

### (1) 啓発・広報・地域交流

地域で共に暮らす障がいのある人とない人の相互理解のため、障がいへの正しい理解を深めるための普及・啓発活動や、障がいのある人との交流活動や福祉教育、ボランティア活動等を推進し、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

### (2) 生活支援・相談支援・権利擁護

障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや、困りごとなどを身近に相談できる支援体制の充実を図っていきます。

また、障がいのある人が、身近な地域で自立した生活を送り、地域における活動に積極的に参加し、交流を図ることのできるまちづくりを進めます。

### (3) 医療・介護予防

生涯を通じて必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりを目指すとともに、障がいのある人が身体の健康保持や増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるよう、継続した保健・医療及び福祉サービスの量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

### (4) 保健・療育・保育・教育・子育て支援

障がいのある子どもへの療育・保育・教育の実施にあたっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応し、ライフステージを通じた切れ目のない支援が行える体制の整備を図ります。

## (5) 雇用・就業

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

## (6) 生活環境・安全安心

快適な生活環境を整えるため、公共施設や大規模施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入を推進します。また、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、公共交通機関等の整備を進め、移動・交通対策を推進していきます。

障がいのある人にとっての安全・安心を確保するため、防災対策を充実させることも重要です。今後も、避難行動に支援を要する障がいのある人とその家族が安心できる避難体制の強化に努めます。

## (7) スポーツ・レクリエーション・文化活動

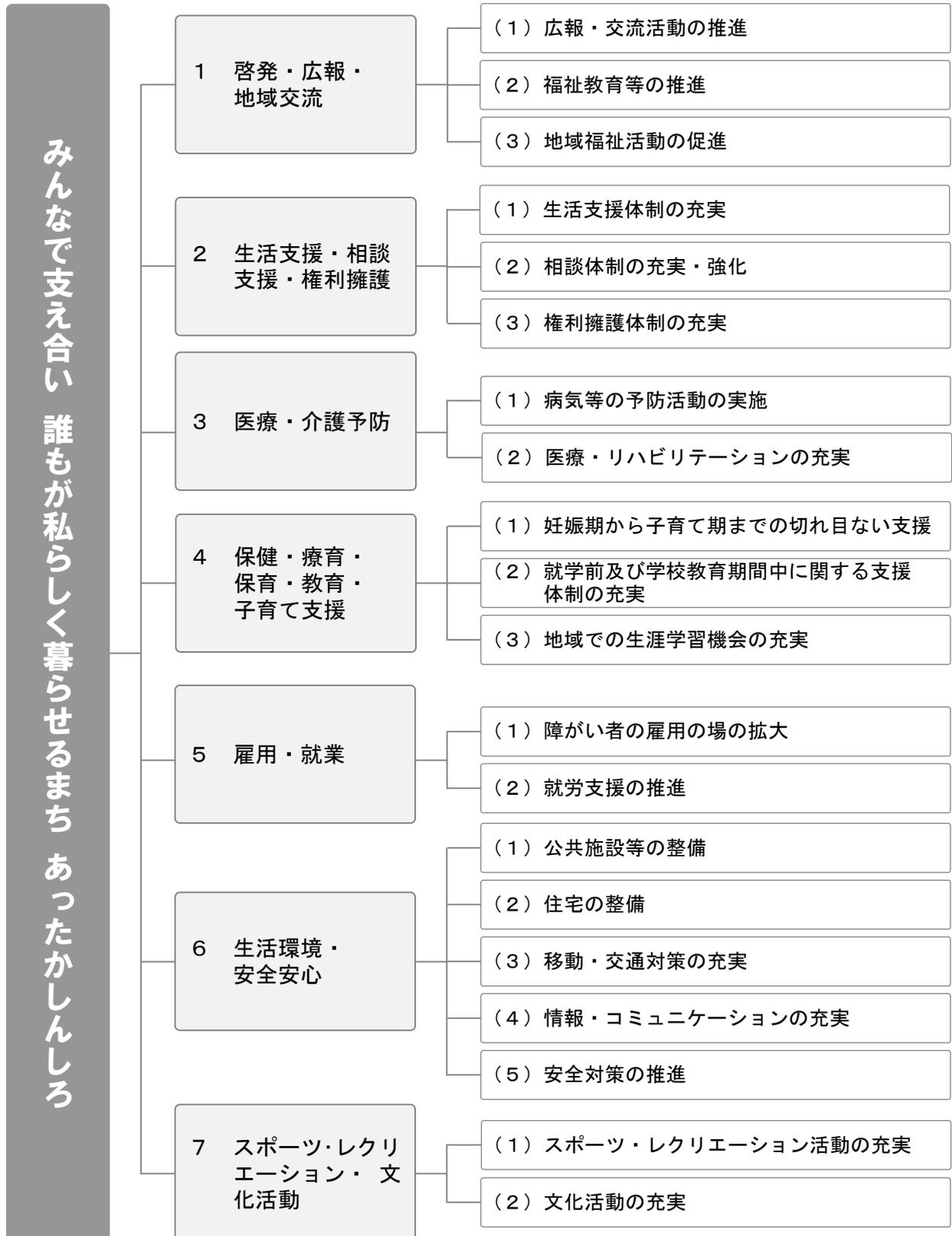
障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境のさらなる整備等を推進します。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 推進施策 ]

[ 施策 ]



---

## 4 重点的な施策

---

本計画では、以下の重点施策に取り組みます。

### ○ 重点施策 1

#### 地域課題の解決に向けた取り組みの推進

本市においては、障がいに関する総合相談窓口である基幹相談支援センター及び障がい児者の個々の支援を行う障害者相談支援事業所が中心となり、多様な相談に応じています。しかし、地域に埋もれたニーズを吸い上げる機能は十分とは言えません。

また、ニーズに応じた支援を進めるにあたり、福祉サービス事業所や行政機関のみでは解決できない課題が多く存在している状況です。

このため、本市では、地域の関係者で組織する「新城市地域自立支援協議会」において、障がいのある人への支援に関する体制整備を図っており、支援を通じて解決できない課題＝「地域の課題」の解決に向けた取り組み等を一層推進します。

#### <方針>

- ◆相談体制の充実・強化
- ◆新城市地域自立支援協議会における地域の課題解決に向けた取り組みの推進

### ○ 重点施策 2

#### 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

児童に対する支援については、保健、療育、保育、教育等の様々な分野の連携が必要となります。また、保護者の育児に対する不安や、精神的な負担等の軽減を図るためには、相談窓口の一元化を図り、身近な場所において専門的なサービスを受けられる体制が求められています。

このため、育児または療育等に関する相談窓口機能、関係機関との連絡調整機能、専門的な療育の実施等を行うことができる体制の検討と整備を進めます。

#### <方針>

- ◆子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援体制の整備充実
- ◆福祉型児童発達支援センターの設置に関する検討

## ○ 重点施策3

### 市民の支え合い活動の推進

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、自立支援のための様々なサービスを充実していくことはもちろんですが、市民相互の支え合いを基本とするコミュニティづくりやボランティアの育成が重要です。地域で差別や偏見を感じることなく、充実した市民生活を享受できるよう、市民相互の支え合い活動の推進に計画的に取り組むとともに、障がいに関する正しい理解を広めます。

#### <方針>

- ◆障がいに関する正しい理解の普及に関する地域ぐるみの取り組み

---

## 1 啓発・広報・地域交流

---

### 【現状と課題】

本市では、障がいの有無に関わらず、市民が共にふれあい、生きがいを感じながら暮らすことができるよう、広報やホームページ、社協だより等を通じて、啓発・広報活動を充実し、市民等の心のバリアフリー化を推進するとともに、市民やボランティア、各関係機関との交流・ふれあいの機会を充実してきました。

障害者計画等策定のためのアンケート調査/当事者向け調査結果をみると、「ここ5年間において、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるか」について、「よくある」と「時々ある」をあわせた“ある”の割合が16.9%となっています。

差別を受けたり嫌な思いをした場面は、「就職するときや職場生活において」の割合が28.5%と最も高く、次いで「まちを歩いているとき」の割合が23.8%、「近所づきあい、地域の行事等において」及び「医療を受けるとき」の割合が23.1%となっています。障がい種別でみると、身体障がいでは「医療を受けるとき」「公共交通機関を利用するとき」「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」の割合が高くなっています。また、知的障がいでは「進学するときや学校生活において」の割合が、精神障がいでは「就職するときや職場生活において」「医療を受けるとき」の割合が高くなっています。

また、障害者計画等策定のためのアンケート調査/市民向け調査結果をみると、「障がい者等ハンディキャップを負った人々も、ハンディキャップのない人と同じように、ともに地域の中で、普通の生活をしていくことができる社会にすべきだ」という考え方を示す「ノーマライゼーション」という言葉を知っているかについて、「聞いたことがない」の割合が68.2%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、意味はわからない」の割合が16.2%、「聞いたことがあり、意味も知っている」の割合が14.2%となっています。平成28年度調査と比較すると、「聞いたことがない」が8.8ポイント増加し、「聞いたことはあるが、意味はわからない」が6.5ポイント減少しており、障がい者や障がいに対する理解が十分とは言えません。

今後も、市民の障がいへの理解を深め、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが重要です。さらに幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等

と連携・協力し、障がいのある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

さらに、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障がいへの理解を深め、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要です。

## (1) 広報・交流活動の推進

障がいのある人が、地域の中でその構成員として共に暮らすことができるようにするためには、「障がい」に関する理解を深め、地域社会の一員である意識を広く市民に浸透させていくとともに、差別意識や偏見をなくすことが何よりも重要です。

行政・サービス事業者・当事者等の協働による理解啓発・広報活動を一層進め、幼児期から大人に至るまでの、「障がい」に関する理解を広めることにより、障がいのある人の地域生活を支え、社会参加活動の促進を目指します。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
広報、イベント等による啓発の推進	市広報紙「ほのか」や社協だよりを通じた「障がい」や「障がい者」に関する市民への啓発	福祉課 社会福祉協議会
	市や社会福祉協議会のホームページ（インターネット）を活用した市内外への障がい者福祉に関する情報提供や市民に対する啓発	
	ホームページやSNSを活用し、市、社会福祉協議会や県主催の「障がい」や「障がい者」に関する市民への啓発を推進するイベントの開催や参加の呼びかけ	
	当事者、保護者、行政等が一体となって行う啓発活動（「新城版啓発活動」）の検討及び実施	福祉課
交流活動の推進	施設の地域開放や地域との交流の呼びかけ 重症心身障がい児等居場所づくり事業の実施	こども未来課・児童養育支援室
	施設、団体等が行う障がいに関するイベント等開催のPR	福祉課
	特別支援学校の体験入学や入学説明会の啓蒙・広報、居住地交流の実施	学校教育課
	新城市地域自立支援協議会の構成機関として、区長会の参画 新城市地域自立支援協議会全体会において「障がい」や「障がい者」に関する情報共有等の実施	福祉課

施策	施策の概要	主担当課
「障害者週間」などの啓発活動の推進	「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）や「発達障害啓発週間」（4月2日～4月8日）などを通じた人権教育、啓発活動の推進	福祉課 市民課 こども未来課・児童養育支援室 学校教育課 生涯共育課 健康課
障がい者関係団体による啓発活動の推進	障がい者関係団体による主体的な市民への啓発活動の促進	福祉課 障がい者団体
市職員の研修実施	福祉事業所等での体験型研修や障害者差別解消法等に関する研修を実施し、「障がい」や「障がい者」に対する理解の向上	福祉課 秘書人事課

## （２）福祉教育等の推進

障がいのある人の人権について理解を深め、一人ひとりの「心の壁」を取り除くためには、就学前教育や学校教育の中で、早い段階から人権意識の醸成を図る必要があります。

今後も学校等で人権意識の普及や福祉体験、ボランティア体験を含めた福祉教育を充実していくとともに、広く市民に対して、障がいに関する理解を深めるために必要な基本的知識について、生涯学習等を通して普及していきます。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
学校等における福祉教育の推進	学校等における福祉教育の推進 施設を訪れて障がいのある人と交流するなど、各校の実情に応じて実施	学校教育課 社会福祉協議会
生涯学習を通じた人権や障がい者問題の学習機会の充実	生涯学習を通じた人権や障がい者問題に関する学習機会の充実 人権啓発事業の充実	福祉課

### (3) 地域福祉活動の促進

障がいのある人やその家族等の生活支援に対するニーズは、制度に基づく公的なサービスの提供以外にも幅広い領域にわたり、これらに対してきめ細かな支援を行うためにはNPOをはじめとするボランティア活動の力が重要です。

また、障がいのある人が支援を受ける側となるだけでなく、地域社会の一員として、または障がいを理由とする生活のしづらさを抱えている人の気持ちを共有・共感できる存在として、地域での活動に参加することも大切です。

今後も、障がいのある人のニーズを把握しながら、計画的に福祉ボランティアの育成とネットワーク化に取り組みます。

#### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
地域福祉計画の策定等	市民、福祉関係者、行政がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組みむための計画の策定と推進	福祉課
市民、事業者、NPO、ボランティアなどの連携強化	市民、事業者、NPO、ボランティア及び市・社会福祉協議会などの連携、協力・協働による地域福祉活動の推進	福祉課 社会福祉協議会
ボランティア・福祉活動団体・事業者への助成	地域福祉の推進を図るため、登録ボランティア団体（福祉）、市内の障がい者関連の福祉団体や施設に対する活動助成	社会福祉協議会
ボランティアの育成	ボランティア養成講習会（点訳講習会、手話講習会、音声訳講習会、要約筆記講習会）等によるボランティアの育成と新たな講習会の開催検討	社会福祉協議会
ボランティア活動に関する情報提供の充実	市や社会福祉協議会のホームページや広報誌など多様な媒体を活用したボランティア活動に関する市民への情報提供の充実 ボランティア相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化の促進	福祉課 社会福祉協議会
障がいのある人やその家族における自発的活動の参加促進	障害者総合支援法に基づく本市が実施主体となった「地域生活支援事業」の中の「自発的活動支援事業」についての検討及び実施	福祉課
	障がいのある人による福祉実践教室の講師の他、ピアサポーターとして活動してもらうためのコーディネートを実施 障がいに関する理解を深め人権意識の醸成を図るとともに障がい者の社会参加促進を支援	社会福祉協議会

---

## 2 生活支援・相談支援・権利擁護

---

### 【現状と課題】

本市では、障がいのある人が主体的に生活できるよう、当事者やその家族等が生活全般にわたり様々な相談ができ、必要なサービスにつなげていく相談体制の充実を図ってきました。

障害者計画等策定のためのアンケート調査/当事者向け調査結果をみると、悩みごとや困ったことの相談先は「家族や親せき」の割合が73.0%と最も高く、次いで「医師・看護師」の割合が32.1%、「友人・知人」の割合が19.6%となっています。平成28年度調査と比較すると、「障害者相談支援事業所」が5.3ポイント増加しています。障がい種別でみると、全てで「家族や親戚」の割合が高く、身体障がいと精神障がいでは「医師・看護師」の割合が、知的障がいでは「福祉施設の職員」の割合が、精神障がいでは「医師・看護師」の割合が高くなっています。

相談をしやすくするために必要だと思うことは、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」の割合が37.3%と最も高く、次いで「信頼できる人を決めていつもその人に相談できる」の割合が32.3%、「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」の割合が30.6%となっています。障がい種別でみると、精神障がいでは「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」「信頼できる人を決めていつもその人に相談できる」「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」の割合が高くなっています。また、知的障がいでは「障がいに応じた専門的な相談ができる」の割合が、身体障がいでは「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」の割合が高くなっています。

本市では、障がいに関する相談支援体制の強化のため、関係機関を中心に自立支援協議会を開催し、地域の課題解決に向けた協議を行うとともに情報共有を図っています。今後も、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が求められています。障がいのある人のニーズは多様化しており、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。

また、障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限活かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

## (1) 生活支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅でのサービスの充実や、社会参加活動としての様々な日中活動の場を確保していくことが必要です。

このため、障害者総合支援法、児童福祉法等を始めとする各種サービスの周知や適切なサービス利用を促進していきます。

また、発達障がいのある人に対する支援については、国・県の動向も踏まえつつ、関係機関との連携を図りながら取り組みを進めます。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」等の提供	障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」「相談支援」等のサービス提供	福祉課
障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」等の提供	障害者総合支援法により本市が実施主体となった「地域生活支援事業」について障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業の実施、事業内容の改正及び新しいサービス創出 ※「相談支援」「意思疎通支援（手話通訳・要約筆記者派遣、手話通訳者設置等）」「日常生活用具給付等」「移動支援」「地域活動支援センター」等	福祉課
児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス等の提供	児童福祉法に基づく「障害児通所支援サービス」「障害児相談支援」のサービス提供	福祉課
老人福祉法・介護保険法に基づく「高齢者福祉サービス」「介護保険サービス」等の提供	高齢障がい者等に対する「高齢者福祉サービス」「介護保険サービス」の提供	高齢者支援課
地域生活支援拠点等の機能の充実	障がいのある人の高齢化や重度化、または親亡き後を見据え、相談、一人暮らし体験や緊急時の受け入れ等の体制整備を進め、障がいのある人の生活を地域（圏域）で支えるための社会資源や仕組みの構築	福祉課 基幹相談支援センター
障害者手帳の周知	市広報紙「ほのか」等を通じた身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得と利用可能なサービスの周知	福祉課
各種手当・貸付制度の周知	障害者手当、心身障害者扶養共済制度、生活福祉資金、生活資金一時貸付制度の周知	福祉課 社会福祉協議会
福祉サービスの補完	車椅子の無料貸出、日常生活用具貸与費用の助成	社会福祉協議会
各種減免制度の周知と利用促進	所得税、住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などの他、JR・バス・航空運賃、タクシー料金等の公共交通機関、NHK放送受信料、有料道路通行料金、携帯電話基本使用料などの各種割引・減免制度等について、市ホームページへの掲載	福祉課

施策	施策の概要	主担当課
発達障がいのある人への総合的な生活支援	「発達障害者支援法」を踏まえ国・県との連携、及び市の保育・障がい福祉・教育分野等を中心とした支援の実施	学校教育課 福祉課 こども未来課・児童養育支援室
障がい福祉人材の確保	障がい福祉分野に関わる人材確保に向け、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報を推進する	福祉課

## (2) 相談体制の充実・強化

本市では、従来から行っている障害者相談支援事業に加え、平成28年度からは障がい福祉に関する総合相談窓口である基幹相談支援センター運営事業も実施しています。

行政、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所等が中心となり、新城市地域自立支援協議会の運営を行って、相談支援体制の充実強化に取り組むとともに、サービスを必要とする人に対して適切なサービス利用につなげていきます。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
障がいに関する相談支援体制の強化	相談支援事業所等を活用した相談支援体制の充実強化 社会福祉協議会や障がい者関係事業者、愛知県機関、ハローワークなど多分野にわたる総合的な相談ネットワークである「新城市地域自立支援協議会」の運営・参画・地域の課題解決に向けた取り組みの推進	福祉課 基幹相談支援センター 障害者相談支援事業所 関連課
子育て世代に関する相談支援体制の強化	平成30年度から設置した「子育て世代包括支援センター」による、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに応じる相談と支援等に直接結びつく機能の充実	こども未来課・児童養育支援室
民生委員・児童委員の相談活動の充実	民生委員・児童委員向けに障がい理解を深めるための障がい基礎講座の実施 民生委員・児童委員による相談活動の充実	福祉課 基幹相談支援センター
依存症対策の推進	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者及びその家族を対象に、個別相談、グループ事業などを実施 地域の関係機関との連携や普及啓発、支援者養成を行い、依存症対策を推進	福祉課 健康課
医療・介護・福祉関係者等の情報共有の支援	多職種連携推進の課題等に関する検討会の実施 東三河ほいっぷネットワーク（ICTシステム）の操作研修会等を開催 東三河ほいっぷネットワークを活用した情報共有の実施	高齢者支援課

### (3) 権利擁護体制の充実

障害者虐待防止法に基づき、関係団体とのネットワークの構築、虐待の予防に関する事業等の実施、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援と情報の集約・共有体制の確立等が求められています。

また、意思決定が困難な人が、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業の活用や成年後見制度等の推進を図る必要があります。

このため、障がいのある人や高齢者等の権利を守るための仕組みづくりについて、充実を図っていきます。

#### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
虐待防止など人権に関する啓発の推進	障がいのある人に対する虐待防止のための関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発	福祉課
	高齢者に対する虐待防止のため、関係者の意識啓発、地域での取り組みに関する啓発	高齢者支援課 地域包括支援センター
	児童虐待防止のための啓発グッズを配布し、広報に記事を掲載	児童養育支援室
虐待等への的確な対応のための体制整備	虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や児童相談所、医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の確立 虐待防止に向けた包括的な各種取り組みの実施 ※児童に関しては、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく取り組みとなります。 ※高齢者については、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者の支援等に関する法律」に基づく取り組みとなります。	福祉課 基幹相談支援センター こども未来課・児童養育支援室 高齢者支援課 地域包括支援センター
行政における合理的配慮の推進等	障がいのある人への不当な差別の解消と合理的な配慮を推進するため、障がいのある人への様々な社会的障壁を除去するための積極的な取り組みを推進	福祉課
日常生活自立支援事業の実施	権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業の実施	社会福祉協議会
成年後見制度の推進	成年後見制度利用促進法及び障害者総合支援法等に基づき、成年後見制度に関する相談、普及啓発及び必要な支援の実施	福祉課 高齢者支援課 社会福祉協議会
権利擁護支援センター（仮称）設置に関する検討	虐待、複雑な問題を抱える世帯等への適切な対応をはじめ、成年後見制度利用促進法などに基づく権利擁護支援を充実させることを目的とした権利擁護支援センター設置に関する検討及び運営に向けた取り組みの実施	関係課 社会福祉協議会

---

### 3 医療・介護予防

---

#### 【現状と課題】

本市では、疾病の予防や健康の維持・増進のため生活習慣病対策や介護予防対策を始めとするライフステージに応じた事業の充実を図り、また、障がいのある人に適切な医療を提供できる体制の充実にも取り組んできました。

障害者計画等策定のためのアンケート調査/当事者向け調査結果をみると、「最近(3か月以内)の健康状態」は、「治療中である」の割合が59.6%と最も高く、次いで「健康である」の割合が27.5%、「治療はしていないが、健康に不安がある」の割合が10.3%となっています。障がい種別でみると、他に比べ、知的障がいで「健康である」の割合が高くなっています。また、精神障がいで「治療中である」の割合が高くなっています。

「健康面で不安なこと」では、「特にない」の割合が19.2%と最も高く、次いで「年々、体が動かなくなること」の割合が14.0%、「体(足や腰など)が痛いこと」の割合が12.6%となっています。障がい種別でみると、他に比べ、身体障がいで「年々、体が動かなくなること」「体(足や腰など)が痛いこと」の割合が、精神障がいで「精神的に不安なこと」の割合が高くなっています。また、知的障がいで「特にない」の割合が高くなっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

また、重症心身障がい児・者の入院、入所等で必要となる医療的ニーズをはじめ、様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取り組みを推進していくことが必要です。

## (1) 病気等の予防活動の実施

病気の予防・早期発見のためには、各種健康診査の充実等に取り組むことが重要です。

健康教育、健康相談、各種健診、訪問等による正しい知識の普及と、一人ひとりの生活に合った健康づくりのための支援を進めていきます。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
生活習慣病の予防強化	生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実及び診査結果に基づく予防活動の実施 健康教育・相談・保健指導の実施	健康課
	医師や病院職員による出前・健康講座の実施	市民病院
	データヘルス計画（特定健康診査実施計画を含む）の推進による40歳以上の生活習慣病の解消	健康課
介護予防事業の推進	重症化の予防を目的に、早い時期からの予防事業への参加促進 認知症予防に関する講話、寸劇、健康体操等のプログラムを実施	高齢者支援課 地域包括支援センター
	ボランティア活動の支援による地域と密着した活動の推進	健康課
精神保健福祉事業の推進	心の健康の保持・増進のための啓発 社会復帰教室によるつどい交流の推進	健康課

## (2) 医療・リハビリテーションの充実

自宅など住み慣れた環境で、病気等の治療や障がいの軽減を図り、障がいのある人の自立を促進することができるよう医療、保健、福祉分野との連携強化を進めます。

また、新城市民病院や新城市医師会等が中心となり、医療機関相互の連携、救急医療体制に対する取り組み等を進め、地域医療の充実を図ります。

この他、国、県及び市が行う医療費給付を適正に実施し、障がいのある人の負担軽減を図ります。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
在宅医療生活等の支援	在宅生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整と医療機関との連携強化	福祉課 基幹相談支援センター 高齢者支援課 地域包括支援センター
	在宅医療生活等を支援するため、専門職を配置した相談窓口を設置 退院時の医療機関や介護事業者等との連携調整や、患者や家族に寄り添い相談支援を実施	高齢者支援課
障がいのある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実	障がいのある人やその家族が必要な医療を身近で利用しやすい受診環境の整備	市民病院
	広報等による救急当番医の周知 訪問看護ステーションの充実	地域医療支援センター
	在宅医療の推進を図るため、障がいのある人やその家族への「かかりつけ医」の確保に関する啓発	高齢者支援課
医療費の給付	障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の支給 障害者医療費支給制度における助成	福祉課 保険医療課
在宅の難病患者等に対する支援	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用支援、日常生活用具の給付	福祉課
医療的ケア児者等の支援体制の整備	医療的ケア者児等が抱える在宅生活上の課題に対して、課題に応じて保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、改善に向けた協議等の実施	福祉課 健康課 こども未来課・児童養育支援室 訪問看護ステーション 学校教育課

---

## 4 保健・療育・保育・教育・子育て支援

---

### 【 現状と課題 】

本市では、母子保健事業の充実や保育・教育との連携強化を進めるとともに、乳幼児期から学校卒業までの一貫した切れ目のない支援、ニーズに対応した教育の充実や、保護者への支援に取り組むとともに、生涯を通じた学習機会の確保を進めてきました。

障害者計画等策定のためのアンケート調査/当事者向け調査結果をみると、現在の「通園・通学先」は、「特別支援学校」の割合が30.6%と最も高く、次いで「小・中学校（特別支援学級）」の割合が24.2%、「こども園等」の割合が17.7%となっています。「こども園等や学校に望むこと」は、「子どもの能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」の割合が32.3%と最も高く、次いで「特にない」の割合が19.4%となっています。

障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。本市では各種健診や相談支援の充実を図ってきていますが、今後も乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。また、障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制を整え、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等を工夫し改善を図っていくことが求められます。さらに、障がいの有無に関わらず可能な限りともに教育を受けられる教育環境の整備が必要です。

## (1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

保護者の育児に対する不安や、精神的な負担等の軽減を図るためには、相談と支援の窓口の一元化を図り、身近な場所において専門的なサービスを受けられる体制が求められています。

このため、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに応じる相談と支援の窓口機能を平成30年度から設置し、子育てに関する負担軽減等を行っています。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
健診・相談支援機能の強化	妊産婦、乳幼児健診の充実・保護者の育児不安の軽減 発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応 地区組織（母子保健ボランティア）の育成	健康課
	平成30年度から設置した「子育て世代包括支援センター」による、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに応じる相談と支援等に直接結びつく機能の充実 [再掲] 専門職等による相談 保健センターでの健診や事後教室へ保健師・保育士・家庭児童相談員を派遣 18歳までの成長が記録できるサポートシートの作成	こども未来課・児童養育支援室

## (2) 就学前及び学校教育期間中に関する支援体制の充実

障がいや発達につまずきのある児童に対しては、様々な機関が支援を実施することとなります。このため、保護者はどこに相談すればよいのかなどの戸惑いを覚えたり、相談内容によってはいくつかの機関に足を運ぶことがあるなど、保護者に負担がかかる場合があります。

このため、障がいに関する相談や通所等による必要な支援を行う総合施設となる「福祉型児童発達支援センター」の設置に関する検討を進めます。同時に、重度の障がいのある児童を対象とした日中活動の確保に関する検討も行います。

これからも保健、福祉、教育等の連携を密にして、早期に適切な療育につなげる体制の確立を目指すとともに、障がいのある子どもが一人の人間として、その能力を最大限に伸ばしていけるよう、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図ります。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
障がい児療育・相談機能の強化	地域の中核的な療育支援施設となる「福祉型児童発達支援センター」の設置及び提供するサービス内容の検討	こども未来課・児童養育支援室 福祉課 関連課
	児童発達支援施設「おおぞら園」における療育、保護者支援の充実強化 ペアレントメンター養成等の実施 臨床心理士等による園巡回相談の実施	児童養育支援室
重症心身障がい児に関する日中活動の場の確保	重症心身障害児等居場所づくり事業の実施 福祉型児童発達支援センターの設置検討にあわせて、重症心身障害児放課後等デイサービス（日中活動の場）の整備を検討	こども未来課・児童養育支援室 福祉課
障害児通所支援サービスの実施	障害児支援利用計画に基づく支給申請に対し、障害児通所支援サービスの支給決定及び給付費の支払い等を行い、障がい児等への支援を実施	福祉課
言語の障がいや体の使い方に不器用さのある子どもへの支援	言語に障がいのある子どもに対し、コミュニケーションや言葉の使い方の訓練として言語療法の実施 体の使い方に不器用さのある子どもに対し、感覚統合を促す作業療法や集団でのリズム遊びの実施	市民病院 こども未来課・児童養育支援室

施策	施策の概要	主担当課
<p>こども園等における障がいのある子どもの受け入れ体制の整備</p>	<p>すべてのこども園において、障がい児保育、統合保育が実施できるよう、療育実践、アセスメント、個別支援計画作成、感覚統合、保護者支援などの計画的な職員研修の実施 就園等に向けた3歳児入園面接、体験入園、入園支援委員会の体制整備 医療機関との連携強化のためのツール作成と体制整備</p>	<p>こども未来課・児童養育支援室 関連課</p>
<p>就学・教育相談体制の充実</p>	<p>発達障がいを始めとする多様な障がいに対する理解、支援方法の共有を図るため、保健、医療、保育、教育分野等との連携強化 就学に向けた説明会の開催 特別支援学校や各校の支援学級の体験入学会への保護者の同行支援</p>	<p>学校教育課 こども未来課・児童養育支援室 福祉課</p>
<p>特別支援教育の推進</p>	<p>通常の学校に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠如多動性障害）、高機能自閉症などの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援 特別支援教育研究委員会、特別支援教育研修会の設置による支援 自己理解や他者理解を基盤にして、インクルーシブ教育を推進</p>	<p>学校教育課</p>
<p>学校教育における障がい者理解の推進</p>	<p>特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の配慮 障がいの有無に関わらず地域で暮らす子どもの連帯感を育み、障がいのある人に対する理解を深めるよう特別支援学校児童生徒との交流教育の推進 副読本の活用やボランティア体験など、学校教育での障がい者問題に関する学習機会の充実</p>	<p>教育総務課 学校教育課</p>
<p>「障がい」に関する関係職員研修の充実</p>	<p>発達障がいを含めた多様な障がいに対する理解を深めるため、園小中と連携した研修の計画</p>	<p>学校教育課 こども未来課・児童養育支援室</p>

### (3) 地域での生涯学習機会の充実

障がいのある人が地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を充実させ、これらを通じて気のおけない仲間や自分を理解してくれる仲間づくりを支援していくことが大切です。

障がいの有無を問わず、生涯学習機会の充実を図ります。

#### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
生涯学習機会の充実	障がいのある人の社会参加を促すための生涯学習推進員を中心に地域で行われる生涯学習活動の充実	生涯共育課
障がいのある人への生涯学習関連情報の提供	生涯学習に関する資料の収集と市民への提供	生涯共育課 作手地域課
	録音図書や大活字本など、障がいに配慮した図書の収集と利用促進	生涯共育課 作手地域課

---

## 5 雇用・就業

---

### 【 現状と課題 】

本市では、就労に対する意欲、地域の一員としての意識等の高揚を図るとともに、障がいのある人が自立した生活を送れるよう、関係機関との連携のもと障がいの特性に応じた就労支援を進めてきました。

障害者計画等策定のためのアンケート調査/当事者向け調査結果をみると、「現在、働いているか」について、「働いていたが、現在は働いていない」の割合が43.5%と最も高く、次いで「働いている」の割合が22.7%となっています。「今後も働きたい、働いてみたいと思うか」については、「今後も働きたい・働いてみたい」の割合が38.1%と最も高く、次いで「働きたいとは思わない・やめたい」の割合が26.4%、「わからない」の割合が18.4%となっています。平成28年度調査と比較すると、「今後も働きたい・働いてみたい」が6.1ポイント増加しています。

「障がいがあることで、仕事をする上での不安や不満を感じることは、「特にない」の割合が33.5%と最も高く、次いで「身体的に、仕事がきつい」の割合が16.7%、「収入が少ない」の割合が12.2%となっています。障がい種別でみると、精神障がいでは「自分にあつた仕事がない」「職場の人間関係がむずかしい」「収入が少ない」「差別、偏見、疎外感を感じる」の割合が高くなっています。また、知的障がいでは「特にない」の割合が高くなっています。

「障がいのある方が働くためには、どのようなことが必要だと思うか」について、「障がいに対する職場の理解があること」の割合が37.7%と最も高く、次いで「心身の状況に応じ、勤務時間や日数が調整できること」の割合が26.9%、「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」の割合が23.0%となっています。障がい種別でみると、精神障がいでは「心身の状況に応じ、勤務時間や日数が調整できること」「生活できる給料がもらえること」の割合が高くなっています。また、知的障がいでは「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」「働きながら継続して日常生活の支援がうけられること」「通勤（交通）手段が確保されていること」の割合が高くなっています。

本市では就労を促進するため、新都市地域自立支援協議会において専門部会を設置し、関係機関との連携を図っており、今後も、企業と就労する障がいのある人をマッチングさせ、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。また、教育機関とも連携し、就学や進学時の相談体制の確保や、適切な就労に向けた支援を行うことが必要です。

## (1) 障がい者の雇用の場の拡大

障がいのある人が自立した生活を営むとともに、一層の社会参加を図るためには、障がいの状況等に応じて就労できる環境を確保することが重要です。

本市の産業特性を踏まえながら、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携を図り、雇用の場の拡大に向けた取り組みを行います。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
障がい者雇用の拡大のための事業所等に対する啓発の推進	ハローワークや県、産業団体等との連携を図りながら、障がいのある人の雇用拡大のための事業主や従業員への啓発の推進	商工政策課 福祉課
就労を促進するための関係機関のネットワーク化の推進	新都市地域自立支援協議会において蓄積される地域の課題の状況に応じて専門部会を設置し、ハローワーク等関係機関との連携の推進	福祉課
市の職員採用における計画的な障がい者雇用の推進	市役所における障がいのある人の雇用を計画的に推進するための採用者計画の中への障がい者雇用枠の位置づけ	秘書人事課
	市広報紙「ほのか」、市のホームページによる職員採用についての情報提供	

## (2) 就労支援の推進

障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する取り組みを継続する他、障害者総合支援法に基づく就労移行支援等のサービス提供等を進め、就労支援の推進を図ります。

障がいのある人の多様な可能性を最大限に活かし、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携に努め、就労の場の確保、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備します。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
障害者優先調達推進法の推進	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、提供可能な物品等についての情報を市役所全体で共有し、発注に努める	福祉課 全課
就労移行支援等の推進	障害者総合支援法に基づき、就労に関する訓練等給付(就労移行支援、就労継続支援や就労定着支援等)サービスを実施する事業者を確保し、一般就労に向けた訓練の実施	福祉課
地域活動支援センター事業の実施	障害者総合支援法に基づく本市が実施主体となった「地域生活支援事業」として創作的活動、生産活動等の機会を提供し、社会との交流の促進を図る地域活動支援センター事業の実施	福祉課
就労に関する情報提供等	就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等日中活動系サービス事業所に関する情報提供 就労や技術習得機会に関する情報の提供	福祉課 商工政策課

---

## 6 生活環境・安全安心

---

### 【 現状と課題 】

本市では、障がいの有無や年齢等を問わず、誰にでも使いやすい「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れ、公共施設等の整備を進めるとともに、障がいのある人の特性に配慮した住環境の整備や改善を図ってきました。また、地域ぐるみの安全体制の充実を図り、災害時要援護者も考慮した安全安心なまちづくりを推進してきました。

障害者計画等策定のためのアンケート調査/当事者向け調査結果をみると、「どのように住みたいか」では、「家族と一緒に住む」の割合が67.5%と最も高くなっています。障がい種別でみると、身体障がいでは「家族と一緒に住む」の割合が高くなっています。また、知的障がいでは「グループホームなど気の合う4～5人の仲間と一緒に住む」の割合も、精神障がいでは「ひとりで住む」の割合も高くなっています。

「そのために必要なこと」は、「特にない」の割合が39.1%と最も高く、次いで「住宅改修費の助成制度が充実している」の割合が20.5%、「ケア付き住宅やグループホームが身近にある」の割合が17.4%となっています。障がい種別でみると、知的障がいでは「ケア付き住宅やグループホームが身近にある」の割合が高くなっています。また、身体障がいでは「住宅改修費の助成制度が充実している」の割合が高くなっています。

障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、コミュニケーション支援も重要であり、手話通訳者や要約筆記者の確保とあわせ、情報通信機器の有効活用を通じた支援の充実が必要です。

また、地域で安心・安全に日常生活を送るためには、障がい者や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進する必要があります。

また、障害者計画等策定のためのアンケート調査/当事者向け調査結果をみると、「災害がおきたときの心配」は、「避難所生活はむずかしい」の割合が44.2%と最も高く、次いで「薬の手配がむずかしい」の割合が37.7%、「ひとりで避難する事が出来ない」の割合が34.2%となっています。障がい種別でみると、知的障がいでは「助けを求めるのがむずかしい」「ひとりで避難する事が出来ない」「避難場所がわからない」の割合が高くなっています。また、精神障がいでは「薬の手配がむずかしい」「病院にいけない」の割合が高くなっています。

本市では、要援護者支援体制及び地域防災体制等の強化に取り組んでおり、災害発

生時における避難行動に支援が必要な方に対しても、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がいのある人の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

また、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、感染症に対する備えの検討、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

## (1) 公共施設等の整備

障がいのある人の社会参加を促進していくためには、歩道や建物の段差の解消、憩いや交流の場となる公共施設の改修等が重要です。

障がいのある人への配慮はもちろんのこと、障がいの有無を問わず子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができる安全・安心のまちづくりの視点に立って、県をはじめとする関係機関と連携を図り、計画的なバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組む必要があります。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	障がいの有無や年齢に関わらず誰もが利用しやすい施設となるよう市営住宅や公的施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化	都市計画課 福祉課 関連課
安全な歩行空間等の確保等	障がいのある人の安全な歩行空間等の確保 安全かつ円滑な道路交通の確保	土木課
愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の普及	東三河人にやさしい街づくり講座の開催による住民意識向上（東三河5市による輪番制開催）	都市計画課

## (2) 住宅の整備

地域での自立生活を支援するためには、住まいの整備が重要となります。施設入所者や精神病床入院患者が地域生活へ移行するには、住まいの確保が最重要課題となります。

障がいのある人の意向等を踏まえ、自分らしい地域生活が送れるよう住環境の確保や改善に向けた取り組みを進めます。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
障害者総合支援法に基づく居住支援サービスの推進	障害者総合支援法に基づき、グループホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保の推進	福祉課
住宅改修費の給付	障害者総合支援法に基づく本市が実施主体となった「地域生活支援事業」の中の「日常生活用具給付等事業」のうち、「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」の給付	福祉課
	介護保険法に基づき、対象者の自宅の改修費の一部を支給	高齢者支援課
市営住宅の整備	既存の市営住宅の維持補修に際し、バリアフリー化の推進	都市計画課

### (3) 移動・交通対策の充実

障がいのある人が地域において自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現していくため、移動支援サービス等の充実に努めていくとともに、自動車取得税の減免など支援制度の周知を図り、普及していきます。

#### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく「行動援護」「同行援護」「重度訪問介護」の他、地域生活支援事業に位置づけられる「移動支援事業」及び「自動車改造助成事業」の推進	福祉課
自動車税等の減免や公共交通機関の運賃割引制度の普及	自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などの他、JR・バス・航空運賃、タクシー料金、有料道路料金などの各種割引制度の周知	福祉課
自動車運転免許取得費の助成	就労等のため自動車教習所で技能を習得する身体に障がいのある人への経費の一部助成	福祉課
障害者福祉タクシー料金助成等の実施	心身に障がいのある人の通院等を目的としたタクシー利用料金等の助成	福祉課
公共交通網等の整備	Sバス、福祉有償運送等市内の社会資源を活用した交通網の整備 障がいのある人がSバスを利用しやすい運賃割引の検討	公共交通対策室 福祉課
外出支援事業の実施	外出困難な障がい者及び高齢者を対象にした日常的な通院・買い物等の外出支援の実施（作手地区）	社会福祉協議会
障害児施設等通所交通費助成の実施	遠方の療育施設等に通う障がい児の保護者に対し、交通費の一部助成を実施	こども未来課・児童養育支援室

#### (4) 情報・コミュニケーションの充実

地域社会の一員として社会資源を活用して暮らしていくためには、様々な情報を把握し、自由に交換できることが必要です。しかし、障がいの状況によっては、情報を即時に取得することや、意見を交換することが困難な場合があります。

情報提供に関するニーズも多様化しており、今後とも必要な情報が的確に伝わるよう、情報提供・表示などの方法についても配慮や工夫が必要です。

また、コミュニケーション支援については、手話等による直接会話支援の充実の他、インターネット等をはじめとする様々な情報伝達手段の活用が求められています。

本市の現状を踏まえ、情報収集・利用などに大きな支障のある聴覚障がいや視覚障がいのある人等に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。

#### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
障害者総合支援法に基づく「意思疎通支援事業」の実施	障害者総合支援法に基づく本市が実施主体となった「地域生活支援事業」として「意思疎通支援事業（手話奉仕員の派遣）」の実施	福祉課
「声の広報」推進	視覚障がいのある人に配慮した「声の広報」の作成支援	秘書人事課 社会福祉協議会
ボランティアの育成〔再掲〕	ボランティア養成講習会（点訳講習会、手話講習会、音声訳講習会、要約筆記講習会）等によるボランティアの育成と新たな講習会の開催検討	社会福祉協議会
福祉情報の充実	市広報紙「ほのか」を活用した情報提供の充実	福祉課
	社協だよりを活用した情報提供の充実	社会福祉協議会
	CATV（ケーブルテレビ）を活用した情報提供の充実	秘書人事課 福祉課
市ホームページの充実	利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫などウェブアクセシビリティの向上を図ったホームページによる情報提供の充実 掲載する情報内容の充実と適切な更新	秘書人事課 福祉課
情報支援機器の整備	視覚障害者用活字文書読み上げ装置、拡大読書器、聴覚障害者用通信装置等視覚障がい者または聴覚障がい者向けの情報支援機器の整備	福祉課
障がいに関するマークの普及	「ヘルプマーク」を始めとする障がいに関するマークについて、愛知県や県内市町村と連携した普及活動の実施	福祉課
窓口サービスの充実	手話通訳のできる人材の育成による、障がいのある人への市民サービスの充実	福祉課
	窓口案内に「耳マーク」（耳が不自由であることを表すマーク）や「ヘルプマーク」等の表示を検討し、それぞれ障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの実施	福祉課 社会福祉協議会

## (5) 安全対策の推進

地震、その他自然災害の発生を想定し、様々な視点からの対策を講ずる必要がありますが、大規模な災害が発生した際の心配事は多岐にわたっている状況です。本市では、災害時における避難支援を希望する人の「災害時要援護者名簿」を作成・管理し、避難支援体制の構築に取り組んでいますが、アンケート結果（平成29年度）では、それを知っていると回答した人は4割を超える程度にとどまっています。

また、障がいのある人や高齢者等を狙った犯罪の増加、犯罪手口が巧妙化した事件や交通事故に巻き込まれる危険もあります。

今後、地域全体で災害対策、犯罪被害防止及び交通事故防止に対する知識と技能を高めていくとともに、コミュニティ活動の活性化や地域ぐるみの見守り体制の整備など、関係機関との協力により安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
地域防災計画等の推進	「新城市地域防災計画」等に基づく、障がい者を含む災害時要援護者の把握、予防対策、支援体制の確立、福祉施設等の予防対策、情報伝達・避難誘導・避難経路・避難場所対策、防火対策などの充実、要援護者対策の啓発・普及	防災対策課 福祉課 関連課 社会福祉協議会
要援護者支援体制及び地域防災体制等の確立	「災害時要援護者マニュアル」に基づく支援体制の確立	防災対策課 福祉課 こども未来課・児童養育支援室 関連課 社会福祉協議会
	自主防災会等での支援体制づくり	防災対策課 福祉課
	災害時要援護者家具転倒防止支援事業の普及	防災対策課
防犯活動の実施	犯罪被害防止啓発活動の実施 市と警察連名の啓発チラシの作成	行政課
交通安全教育の推進	交通安全のために必要な技能・知識の習得のための交通安全教育の実施	行政課
安全情報の提供	聴覚障がい者世帯の防災行政無線への文字放送装置の取り付け	防災対策課
	メール配信システムの周知・普及 CATVを活用した災害情報の提供	防災対策課 秘書人事課 福祉課

施策	施策の概要	主担当課
感染症に対する整備	市内の障がい者施設（居住・日中活動サービス事業所）での感染症への対応について、市の対応マニュアルを周知するとともに、対応や改善策等での相談に対して県と連携しながら支援し、危機管理体制を整備	健康課

---

## 7 スポーツ・レクリエーション・文化活動

---

### 【 現状と課題 】

本市では、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動の参加機会を確保し、社会参加の促進と生活の質の向上を図ってきました。

障害者計画等策定のためのアンケート調査/市民向け調査結果をみると、「地域で開催されている障がいのある方を対象としたスポーツ大会や、障がい者（児）団体が主催する催し物に参加したことがあるかについて、「ない」の割合が89.1%と最も高くなっています。

また、障害者計画等策定のためのアンケート調査/当事者向け調査結果をみると、「これから地域でどのような活動をしたいと思うか」について、「特にない」の割合が49.9%と最も高く、次いで「地域の行事やイベントなどの交流事業への参加」の割合が20.9%、「趣味などのサークル活動」の割合が15.6%となっています。障がい種別でみると、知的障がいでは「障がい者団体の活動」「地域の行事やイベントなどの交流事業への参加」の割合が高くなっています。また、精神障がいでは「特にない」の割合が高くなっています。

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

## (1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

障がいのある人が地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ多様な機会を充実していくことが大切です。

障がいの有無を問わず、生活のゆとりやうるおいを高めるためスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
障がいのある人に配慮したスポーツレクリエーションの充実	障がい者スポーツ大会の周知	福祉課 社会福祉協議会
	スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供 障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができる環境の推進	福祉課 生涯共育課

## (2) 文化活動の充実

障がいのある人にとっても、生涯にわたる多様な学習機会を保障することが大切です。また、趣味や文化活動への参加は、社会参加という視点だけでなく、当事者の心と体の健康増進と生活にうるおいを与える大切なものです。障がいの有無を問わず、生活のゆとりやうるおいを高めるための文化活動の推進を図ります。

### 【 主な取り組み 】

施策	施策の概要	主担当課
障がいのある人への文化活動関連情報の提供	障がいのある人に対して、文化活動に関する情報の効果的な提供	福祉課 生涯共育課
障がいのある人の生きがい活動をサポートするボランティアの育成	障がいのある人の講演会、観劇、音楽会、公民館活動など様々な文化活動への参加が広がるようサポートするボランティアの育成	社会福祉協議会

## 1 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	施設入所者を1.6%以上を削減する目標を考慮し、令和元年度末時点の施設入所者48人から1人の削減を見込みます。
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度末時点の施設入所者48人の6%以上が地域生活へ移行する目標を考慮し、令和5年度末までの地域生活移行者を2人と見込みます。

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者数	47人
令和5年度末までの地域生活移行者数	2人

#### 目標実現に向けた取り組み

基幹相談支援センターの相談支援機能を強化するとともに、地域移行支援等を活用して利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数		6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数	保健	2人	2人	2人
	医療	1人	1人	1人
	福祉	17人	17人	17人
	介護	2人	2人	2人
	当事者等	0人	0人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数		1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数		2人	2人	2人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数		10人	10人	10人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数		0人	0人	0人

### 目標実現に向けた取り組み

精神障がいの程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

なお、目標設定にあたり、令和5年度末において、精神病床における1年以上長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）について、12人（65歳以上利用者数6人、65歳未満利用者数6人）となる見込みを基に設定しています。

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本	国の指針通り (平成29年度圏域に1か所設置済)

目 標 値	
地域生活支援拠点等の設置及び運用状況の検証、検討	圏域で1か所設置済 年1回以上検証、検討

#### 目標実現に向けた取り組み

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、地域自立支援協議会、東三河北部障害保健福祉圏域会議等の場を活用して協議を進めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度中に令和元年度実績の1.27倍以上	令和元年度における一般就労への移行実績の8人を1.27倍した10人を目標値とします。
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度中に令和元年度実績の1.30倍以上	令和元年度における一般就労への移行実績の5人を1.30倍した6人を目標値とします。
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度中に令和元年度実績の1.26倍以上	令和元年度における一般就労への移行実績が0人だったため1人を目標値とします。
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度中に令和元年度実績の1.23倍以上	令和元年度における一般就労への移行実績の3人を1.23倍した4人を目標値とします。
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	国の指針通り
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本	国の基本指針を考慮し、令和5年度末における目標値は100%とします。

目 標 値	
令和5年度における一般就労移行者数	10人
令和5年度における一般就労移行者数(就労移行支援)	6人
令和5年度における一般就労移行者数(就労継続支援A型)	1人
令和5年度における一般就労移行者数(就労継続支援B型)	4人
令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する割合	70%
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率が8割以上の事業所の割合	100%

#### 目標実現に向けた取り組み

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制	令和5年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保	国の指針通り

目標値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保	基幹相談支援センター、相談支援事業所とも連携し、新城市地域自立支援協議会等の既存組織を活用して実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12件	12件	12件

### 目標実現に向けた取り組み

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターによる、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等について引き続き検討を行い、地域の相談支援機関と連携強化の取り組みを進めます。

## (6) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築	国の指針通り

目標値	
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	新城市地域自立支援協議会等の既存組織を活用して構築

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払い等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	有 1回	有 1回	有 1回

### 目標実現に向けた取り組み

障がいのある等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

## 2 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

### (1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護の他、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護の他、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	94	106	98	100	102	104
重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	1,496	1,674	1,646	1,617	1,649	1,681

※令和2年度のみ8月時点における実績見込み

## ② 見込み量確保の方策

- ホームヘルパーの確保及び育成に関する取り組みを関係者とともに進める他、スムーズなサービス提供を行うための連携や社会資源の開発・改善に関する検討を行います。
- サービス需要の増大にあわせ、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図るとともに、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等が在宅生活を維持できるように利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供の他、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の他、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の他、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	123	127	128	131	133	136
	人日	2,263	2,401	2,456	2,467	2,504	2,561
自立訓練 （機能訓練）	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	15	15	15	15
自立訓練 （生活訓練）	人	7	6	5	7	7	7
	人日	63	85	67	85	85	85
就労移行支援	人	11	10	10	11	11	11
	人日	168	157	185	203	203	203
就労継続支援 （A型）	人	17	17	14	15	15	15
	人日	379	367	321	343	343	343
就労継続支援 （B型）	人	94	96	102	106	111	115
	人日	1,495	1,571	1,682	1,723	1,804	1,869
就労定着支援	人	1	6	9	10	10	10
療養介護	人日	7	7	7	7	7	7
福祉型短期入所	人	19	18	8	19	19	19
	人日	108	94	66	121	121	121
医療型短期入所	人	1	1	2	3	4	6
	人日	2	3	7	9	11	17

※各年度3月分まで（令和2年度のみ8月分まで）の1月当たり平均

② 見込み量確保の方策

- 日中活動系サービスは、自立した生活に必要な支援や就労のための訓練を行う他、障がいのある人が地域とつながる機会など、地域においてその人らしく暮らせるために必要なサービスです。
- 生活介護は、適切なサービス提供体制の整備に関する検討を行っていきます。
- 自立訓練（機能訓練及び生活訓練）、就労定着支援、療養介護は、市内及び圏域における多様なニーズを把握しながら、計画的な整備の検討を図ります。
- 就労移行支援は、多様なニーズや課題に対応する必要が生じており、支援の長期化または複雑化が懸念されます。このため、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等関係機関と連携した支援を継続します。
- 就労継続支援（A型）は、利用ニーズを注視しつつ、必要に応じて環境整備を図ります。
- 就労継続支援（B型）は、市内における事業所数が増加傾向にあり、引き続き、ニーズに応じた環境の整備を図ります。

- 短期入所は、地域生活支援拠点等に関する取り組みにあわせて、北設楽郡の短期入所事業所との連携強化を図ります。
- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の実業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の参入について検討を進めます。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、ニーズ把握等に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して研修等の実施などについて、ニーズや地域課題に基づき検討や取り組みを進めます。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

### (3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言の他、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

#### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	52	48	50	52	54	57
施設入所支援	人	48	48	48	47	47	47
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1

※各年度3月分まで（令和2年度のみ8月分まで）の1月当たり平均

#### ② 見込み量確保の方策

- 障がいのある人のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入について検討を進めます。
- グループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点など、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。
- 精神病床入院患者に関する受け入れ体制の確保は、医療機関との連携、基幹相談支援センターを中心とした地域移行・地域定着に関する取り組みの継続等を行いながら、地域生活への移行の場に関する整備と充実を図ります。
- 施設入所支援については、入所者の意向に配慮しつつ、必要に応じて地域移行支援等の活用を図りながら、地域生活への移行を推進します。

#### (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

##### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	119	136	143	157	172	188
地域移行支援	人	1	1	1	2	2	2
地域定着支援	人	3	5	3	5	5	5

※各年度3月分まで（令和2年度のみ8月分まで）の1月当たり平均

##### ② 見込み量確保の方策

- 相談支援事業所やサービス提供事業所との連携、基幹相談支援センターによるサービス等利用計画の内容審査等を通じて、地域社会の一員として充実した生活を送るために必要な支援体制を確保します。
- 地域生活移行については、基幹相談支援センターが中心となって行っている施設や医療機関との連携強化、入所者や入院患者等の状況把握等に努め、地域生活移行に関して支援が必要な方については地域移行支援の活用を図るなど、適切な支援を行っていきます。
- 地域定着支援については、適切なケアマネジメントを実施し、個々のサービス利用者の生活の質の向上を図ります。また、住み慣れた地域で住み続けることができるよう、住まいの確保及び緊急時の対応における体制整備に努めるとともに、個人の状況に応じて、適切な相談支援が提供できるよう、新城市地域自立支援協議会を中心に関係機関等の連携を強化します。

### 3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくし、障がいのある人も地域の構成員の一人として暮らせるよう、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	無	有	有	有

※令和2年度のみ8月時点

#### ② 見込み量確保の方策

- 理解促進研修・啓発事業は、地域の住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための講演会の開催等を始めとする啓発活動などを行います。
- 障害者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取り組みを行い、心のバリアフリーを推進します。

## (2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みの支援を行います。

### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	有

※令和2年度のみ8月時点

### ② 見込み量確保の方策

- 自発的活動支援事業は、災害対策、孤立防止活動等に関して、障がいのある人等による自発的な活動を支援するため、障がい者団体等を交えた検討を行い、実施に向けた準備を進めます。

### (3) 相談支援事業

サービス	概要
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、地域で気軽に相談支援を受けられるような体制の整備を行います。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	実施状況	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施状況	無	無	無	無	無	無

※令和2年度のみ8月時点

#### ② 見込み量確保の方策

- 相談支援事業は、障がいに関する相談に応じて福祉サービスの利用援助等を行う障害者相談支援事業と基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図ります。また、新城市地域自立支援協議会の運営及び地域の関係機関によるネットワークを構築しながら、地域の課題の解決を図ります。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用の支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を社会福祉協議会との連携のもと実施します。市民後見人の活用も視野に入れた法人後見の活動の支援を行います。

##### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	有	有	有	有	有	有

※令和2年度のみ8月時点

##### ② 見込み量確保の方策

- 成年後見制度の利用に関する経費の支出が困難な人には、成年後見制度利用支援事業を活用して、その費用を助成します。
- 成年後見制度法人後見支援事業は、市内で法人後見業務を実施している新城市社会福祉協議会と連携して、引き続き実施します。

## (5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚障がいのある人にとっては、手話通訳等は様々な場面で必要となるため、手話通訳のできる人材を確保するとともに、手話奉仕員の派遣を行います。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（手話奉仕員派遣）	実利用者数	11	12	12	13	13	14
手話通訳者設置事業	実設置人数	0	0	0	0	0	1

※令和2年度のみ8月時点

### ② 見込み量確保の方策

- 意思疎通支援事業は、関係機関との連携をして意思疎通の支援を行う人の確保に努めます。
- 手話奉仕員の増員、養成や技能の向上を図るため、手話奉仕員養成講座の実施について検討を行います。

## (6) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立支援用具等日常生活用具の給付を行います。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	1	6	3	5	9	12
自立生活支援用具	件	3	3	5	6	8	11
在宅療養等支援用具	件	9	9	10	11	11	12
情報・意思疎通支援用具	件	4	5	6	7	9	11
排泄管理支援用具	件	1,397	1,440	1,350	1,460	1,475	1,490
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	1	1	1	1	1

※令和2年度のみ8月時点

### ② 見込み量確保の方策

- 日常生活用具給付等事業は、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。

## (7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員の養成を行います。

### ① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	0	0	0	0	0	1

※令和2年度のみ8月時点

### ② 見込み量確保の方策

- 手話奉仕員養成研修事業は、事業の実施に向けてニーズの把握に努め、適切な実施方法等の検討を行います。
- 手話ボランティア等の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

## (8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	実利用者数 (人/年)	112	94	90	92	94	96
	利用時間 (時間/月)	453	401	350	376	401	426

※令和2年度のみ8月時点

### ② 見込み量確保の方策

- 移動支援事業は、ヘルパー不足を始めとする課題解決に向けた取り組みの検討及び実施をし、ニーズに対応できる体制づくりを進めます。

## (9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	日中活動の場として、創作的または生産活動の機会等や社会との交流の場の提供を行います。

### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	27	23	35	38	41	44
	平均利用日数 (人日/月)	170	160	168	175	182	189

※令和2年度のみ8月時点

### ② 見込み量確保の方策

- 地域活動支援センター事業は、障がい特性やニーズの多様化に対応できるよう、サービス内容の検討等を行い、質の高いサービス提供に努めます。

## (10) その他の事業

サービス	概要
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の重度の身体障がい者に委託業者を派遣して、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要であると認めた障がい者等へ日中活動の場を提供するとともに、支援者のレスパイト・ケアを行います。
自動車改造助成事業	上肢、下肢、あるいは体幹に機能障がいを有する人が、自動車を取得する際に必要な改造経費の一部の補助を行います。
自動車免許取得助成事業	身体に機能障がいを有する人が就労等に伴い自動車免許を取得する際に、免許証取得に要する経費の一部の補助を行います。
福祉ホーム	住居を求めている障がい者について、低額な料金で、居室その他の施設を利用できるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活の支援を行います。
地域移行のための安心生活支援事業	地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊等を提供するための居室等を確保して、地域生活への移行や定着の支援を行います。

### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	10	9	9	10	10	10
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	36	38	40	42	44	47
	利用回数 (回/月)	65	106	153	161	169	177
自動車改造助成事業	実利用者数 (人/年)	3	1	3	1	2	2
自動車運転免許取得援助事業	実利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
福祉ホーム事業	実利用者数 (人/年)	2	2	2	2	2	2
地域移行のための安心生活支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

※令和2年度のみ8月時点

### ② 見込み量確保の方策

- その他の事業についても、対象となる障がい特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施事業者の確保に努めるとともに、事業対象者の適切な把握と事業の周知、利用促進を図ります。
- 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。

## 第 2 期新城市障害児福祉計画

### 1 成果目標と活動指標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

#### (1) 障害児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする	児童発達支援センターまたはそれと同等の地域における中核的な支援機能を有する体制の整備に向けた検討、調整等を行います（圏域単位）。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本とする	児童発達支援センター等の整備に向けた検討、調整等と併せて検討します。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする	
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする	設置済 国の指針通り
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする	配置済 国の指針通り

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターまたは同等の支援機能を有する体制整備に向けた検討、調整等を実施する（圏域単位）
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	児童発達支援センター等の整備に向け、調整等と併せて検討する
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4人

#### 目標実現に向けた取り組み

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターの設置等や主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関して検討、調整等を行います。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場について充実を図ります。

## 2 障害児通所支援サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がい児等の重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

### ① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	18	14	14	16	17	18
	人日	253	195	200	224	238	253
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	46	37	41	43	45	47
	人日	460	471	580	546	571	596
保育所等訪問支援	人	0	1	3	4	5	5
	人日	0	2	5	7	9	9
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	17	19	25	30	37	45
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	4	4	4	4

※各年度3月分まで（令和2年度のみ8月分まで）の1月当たり平均

## ② 見込み量確保の方策

- 障がいのある子どもへの支援は子育て支援機関や教育機関との関わりが強いため、関係課やサービス提供事業所等との連携を図り、支援を必要とする子どもを早期発見・対応し、それぞれの障がい特性に応じた適切な療育を提供できるように努めます。
- 児童発達支援については、市内のサービス提供事業所において引き続き良質な療育を提供できるよう、職員研修に関する情報提供や研修機会の確保に取り組む他、関係機関と情報交換ができる場の提供に努めます。
- 医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、ニーズを把握しながら、サービス提供体制の確保を図ります。
- 放課後等デイサービスについては、引き続き児童が安心して放課後や長期休暇中に過ごせる場の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図るため、職員研修に関する情報提供や研修機会の確保に取り組む他、関係機関と情報交換ができる場の提供に努めます。
- 障害児相談支援については、サービス提供事業所との連携、基幹相談支援センターによるサービス等利用計画の内容審査等を通じて、児童の成長を促し、保護者の不安や負担の軽減を図るために必要な支援体制を確保します。
- 医療ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの役割の明確化及び支援の充実を図ります。
- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の参入について検討を進めます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保の検討を進めます。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

③ その他の活動指標

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人	10人	10人
ペアレントメンターの人数	6人	6人	6人
ピアサポートの活動への参加人数	10人	12人	15人
障がい児の受け入れ			
保育所	-	-	-
認定こども園	35人	35人	35人
放課後児童健全育成事業	10人	10人	10人

# 計画の推進に向けて

---

## 1 計画の推進体制

---

障害者計画については、庁内担当課との連携を密に取り、施策の推進を図ります。

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、地域自立支援協議会を中心に、サービス基盤整備、障害福祉サービス、障害児通所支援サービス等を提供するための体制確保等に取り組みます。

---

## 2 計画の点検及び評価

---

### (1) 点検及び評価の基本的な考え方

障害者計画については、中間見直し、次期計画策定時等において、アンケート等の方法により地域住民の意識調査を行い、施策の効果等に関する点検及び評価を行います。

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、成果目標として設定した項目、年度ごとに設定したサービス見込み量等の実績を取りまとめ、達成状況等に関する点検及び評価を行います。

### (2) 点検及び評価体制

障害者計画については、中間見直し、次期計画策定時等において、新城市障害者計画等策定委員会などの計画に関する調査審議する組織において点検及び評価する役割を担います。

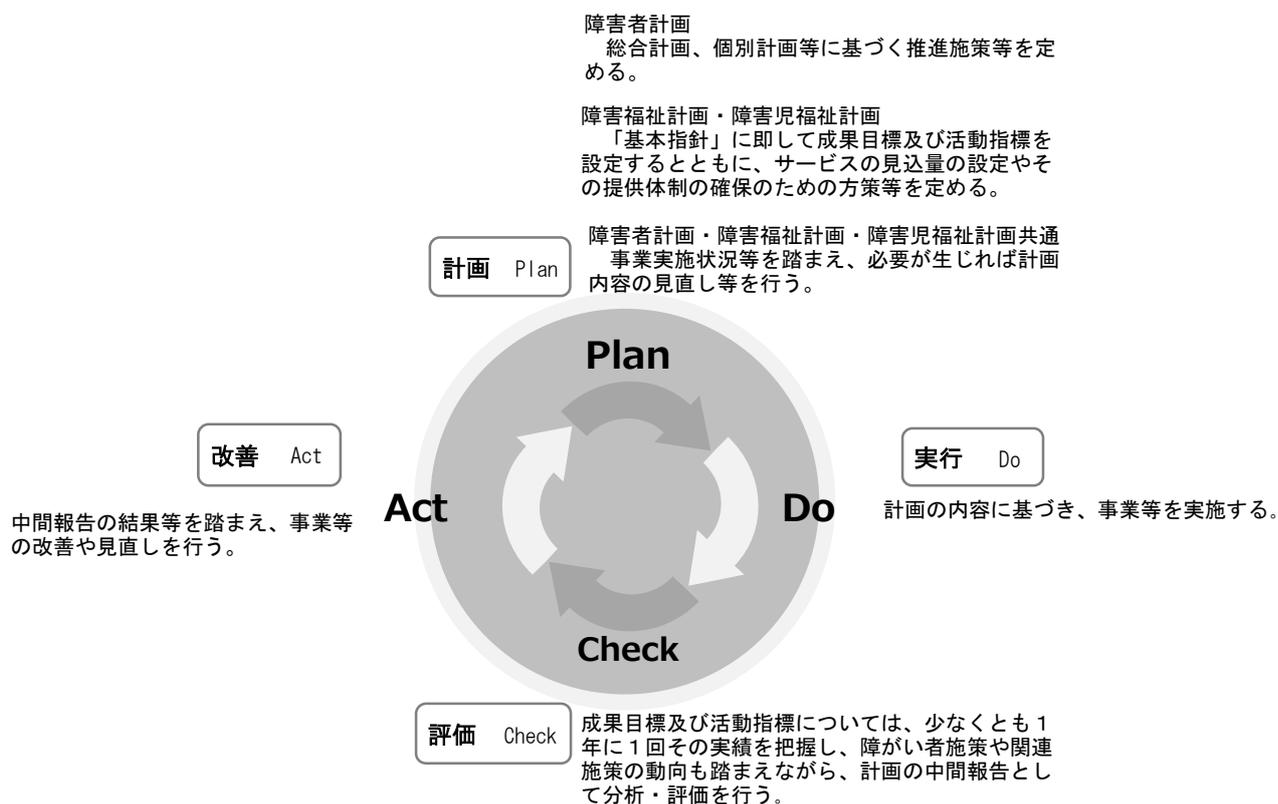
障害福祉計画及び障害児福祉計画については、新城市地域自立支援協議会において点検及び評価する役割を担います。

### (3) 点検及び評価結果の周知

点検及び評価した結果については、新城市地域自立支援協議会全体会等の地域の関係者が集まる機会において報告を行います。

## (4) PDCAサイクルの確立

新城市地域自立支援協議会等を中心に、施策の検討や改善において、当事者の意見を施策に反映するための仕組みを推進することで、各事業の提供体制、目標値の妥当性の確認・見直しを行います。





# 資料編

## 1 計画策定の経過

日付	名称	内容
令和2年2月13日～ 2月28日	新城市 障害者計画等策定のため のアンケート調査	• 新城市在住の方、障害者手帳を お持ちの方を対象
令和2年9月18日	第1回 新城市障害者 計画等策定委員会	(1) 委員長及び副委員長の選出 について (2) 新城市障害者計画等策定 について (3) 新城市障害者計画等策定 に係るスケジュールについて (4) アンケート調査結果について
令和2年12月10日	第2回 新城市障害者 計画等策定委員会	(1) 新城市障害者計画等の課題 について (2) 新城市障害者計画等の骨子 について (3) 新城市障害者計画等の施策 の展開について
令和3年1月12日	第3回 新城市障害者 計画等策定委員会	(1) 新城市障害者計画等の素案 について (2) パブリックコメントの 実施方法について
令和3年1月26日～ 2月24日	パブリックコメントの 実施	• 新城市障害者計画、新城市障害福 祉計画及び新城市障害児福祉計画 (案) について
令和3年3月22日	第4回 新城市障害者 計画等策定委員会	(1) パブリックコメントの実施結 果について (2) 新城市障害者計画等の最終確 認について (3) 今後のスケジュールについて

---

## 2 新城市障害者計画等策定委員会条例

---

平成 24 年 12 月 20 日

条例第 43 号

(設置)

第 1 条 障害者の福祉に関する計画を策定するため、新城市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定による障害者計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定による障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 65 号)第 2 条の規定による改正後の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 の規定による障害児福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般社団法人新城市医師会を代表する者
- (3) 社会福祉法人新城市社会福祉協議会を代表する者
- (4) 新城市民生委員児童委員協議会を代表する者
- (5) 福祉サービス事業者を代表する者
- (6) 新城市商工会を代表する者
- (7) 一般社団法人新城青年会議所を代表する者
- (8) 市民を代表する者
- (9) 新城公共職業安定所を代表する者
- (10) 愛知県新城保健所を代表する者
- (11) 愛知県新城設楽福祉相談センターを代表する者
- (12) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から第 2 条の規定による答申の日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成25年7月3日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月22日条例第52号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和2年3月25日条例第7号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### 3 策定委員会委員名簿

(敬省略)

氏名	所属	参加する立場
村松 東	のだクリニック	一般社団法人 新城市医師会
秋野 美紀子	新城市成年後見支援センター	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会
加藤 矢一	新城市民生委員児童委員協議会	新城市 民生委員児童委員協議会
渡邊 竜夫	新城市基幹相談支援センター	福祉サービス事業者
中谷 昌美	特定非営利活動法人 ママ・サポート子いづみや 児童発達支援おひさま	福祉サービス事業者（地域自立 支援協議会 児童部会）
染川 泰恵	社会福祉法人 やまなみ会 やすらぎの家・やまなみハウス	福祉サービス事業者（地域自立 支援協議会 相談支援部会）
鶴田 けい子	有限会社 グレース マナハウス・ウイングス	福祉サービス事業者（地域自立 支援協議会 日中活動部会）
藤田 洋孝	東三河北部障害者 就業・生活支援センターウィル	福祉サービス事業者
野村 土佐雄	新城市身体障害福祉協会	市民代表
阿部田 久美子	新城市手をつなぐ育成会	市民代表
長坂 真澄	南新家族会	市民代表
遠山 恵理	-	その他市長が必要と認める者

---

## 4 用語説明

---

### 【あ行】

#### アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも様々な製品、サービスを支障なく利用できること。

#### ICT

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」の意味。

#### 一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

#### 医療的ケア児

新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

### 【か行】

#### 学習障害

〔Learning Disorders, Learning Disabilities = LD〕知的発達に大きな遅れはないが、読み書きや計算など、ある特定分野で困難を伴う障がいのこと。

#### 基幹相談支援センター

障がいに関する相談支援を行うほか、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援などの業務を行うなど、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

#### グループホーム

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を受けることができる。

#### ケアマネジメント

介護支援専門員等が、要介護者等やその家族から、心身や生活等の状態や課題を分析しニーズを的確に把握して、介護サービス提供者や医療機関との連携・調整を図りながら、ケアプランを作成し、適切なサービスの提供に結びつけていくとともに、点検・評価を行い必要に応じて見直す等、専門的な観点から支援を行うこと。

#### 高機能自閉症

知的な発達の遅れを伴わない自閉症のこと。

## 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

## 【さ行】

### 児童発達支援センター

障がい児の日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行う通所施設。また、障がいに関する相談に応じるほか、障がい児に関する各種支援を行う。

福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

### 手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

### 障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

### 障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待は「障がい者の尊厳を害する」行為と位置づけ、虐待の早期発見、防止を目的とした法律。

主な内容は、障がい者虐待を定義（1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 使用者による障害者虐待）するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障がい者虐待防止等にかかる具体的なスキーム（仕組み）や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めている。

虐待防止スキームは、家庭の障がい児には児童虐待防止法を、施設入所等障がい者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、要介護施設等）に応じてこの法律を、児童福祉法または高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障がい者にはこの法律及び高齢者虐待防止法をそれぞれ適用する。

### 障害者差別解消法

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別を解消することを目的とした法律。

不当な差別的取扱い（障がいがあるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為）の禁止、合理的配慮（障がいのある人などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、行政や事業者が負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除く配慮）の提供等を定めている。

### 障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がい者および障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

## 障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために平成25年4月1日に施行された法律。

## 障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

## 障害者優先調達推進法

国や地方自治体等が率先して障害者就労施設等（就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、生活介護事業所等）が提供する物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることについて定めた法律。

## 情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳。精神障がいの程度によって1級から3級に認定される。

## 深化

深まること。また、深めること。といった意味であるが、厚生労働省の介護保険事業にかかる基本指針において新たに地域包括ケアシステムの深化・推進という表現を用いており、本計画でも使用している。

## 身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者であって、県知事等から身体障がい者手帳の交付を受けた者。  
障がいの程度により1級から6級に認定される。

## 精神障がい者

統合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患のある人（発達障がいを含む）。

## 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がいにより、長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人を対象に交付される手帳。  
障がいの程度により、1級から3級に認定される。

## 成年後見制度

契約の締結等を行う代理人を選定したり、本人が誤った判断により締結した契約を取り消すことができるようにするなど、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分な成年者の権利を保護するための制度。

## 相談支援

生活に関することや福祉サービスの利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うこと。

## 【た行】

### 地域活動支援センター

地域活動支援センターにはⅠ型からⅢ型までである。

Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。

Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。

Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

### 地域共生社会

地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、市町村が地域づくりの支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、地域コミュニティと公的福祉サービスが連携して助け合いながら暮らすことができる共生社会のこと。

### 地域自立支援協議会

障害者相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステム作りについて中核的な役割を果たす協議の場として、地域の関係機関、関係団体等で構成される組織。

### 地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

### 地域福祉計画

社会福祉法第107条に基づき、市町村が策定する計画。地域で誰もが安心して福祉サービスを利用し、地域の支えあいの中で、尊厳をもって社会参加なども含めた自分らしい自立した生活が送れるような地域社会をつくるためのもの。

### 地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される仕組みのこと。

### **地域包括支援センター**

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置する。

### **知的障がい者**

知的機能の障がい未発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別の援助を必要とする状態にある人。

### **特別支援学校**

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

### **特別支援教育**

障がい（発達障がいを含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

## **【な行】**

### **難病**

原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

### **日常生活自立支援事業**

知的障がい、精神障がい、認知症があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。

利用者の参加を得て策定した支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行う。

### **認知症**

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きの悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。

### **ノーマライゼーション**

障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。

## 【は行】

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

### バリアフリー

英語の「バリア（障壁）」と「フリー（自由な・～からのがれる）」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすること。

### PDCA

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

### 福祉的就労

障がいのため、働く機会が得られない障がいのある人の働く権利を保障する場。

### ペアレントメンター

発達障がい児の子育て経験がある親で、一定のトレーニングを受けた後に、発達障がいの診断等を受けて間もない子どもの親などに対して相談や助言を行う支援者のこと。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

すべての人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計のこと。

### 要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

## 【ら行】

### リハビリテーション

ライフステージの各段階において、何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含める。

### 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。障がいの程度表示（愛知県）は重度は「A」、中度は「B」、軽度は「C」となっている。

### **レスパイト・ケア**

介護から離れられずにいる家族を、一時的に、一定の期間、障がい児（者）の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のこと。

第2期新城市障害者計画  
第6期新城市障害福祉計画  
第2期新城市障害児福祉計画

---

令和3年3月

発行：新城市 福祉課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115

電話：0536-23-7624

F A X：0536-23-7699